## 福島県歴史資料館収蔵資料目録

第 44 集

県内諸家寄託文書(38)

財団法人 福島県文化振興財団 福 島 県 歴 史 資 料 館

史を解明するうえで欠かせない県民共有の財産となっています。本県と県民の歴史を後世に伝えていくことは、 昭和四十五年の開館から現在までに、当館に収蔵された歴史資料は約二十四万点に及んでいます。これらの貴重 な歴史資料は歴史研究者や地域の歴史研究会、 福島県歴史資料館は、本県に関係する県内外の古文書・古記録・公文書などを継続的に収集・保存してきました。 市町村史編纂、 歴史資料展などに広く活用されており、 本県の歴

当館の大きな責務となっています。

を収録しています。 島県歴史資料館収蔵資料目録』を毎年一冊刊行し、すでに四十三冊を数えます。本年度刊行の第四十四集は五件 の寄託文書、 点 福島県歴史資料館では、収集した歴史資料を整理して、その目録を作成しています。昭和四十六年度から (伊達郡国見町)、小島徳二氏収集文書一六点 (二本松市)、官報 大沼忠四郎家文書八点 本県の歴史研究において、本目録をご活用いただければ幸いに存じます。 (伊達郡国見町)、大沼ハルヨ家文書四八四点 (昭和期、その三) (福島市)、高野伊勢男家文書 五八点 (福島県庁文書

平成二十五年三月

財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館 館長 遠 藤 俊 博

## 凡

例

、本目録は『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第四十四集、県内諸家 寄託文書(3)である。平成二十四年度に整理を終えた以下の文書を収録

した。伊達郡国見町大沼忠四郎家文書八点、福島市大沼ハルヨ家文書

四八四点、伊達郡国見町高野伊勢男家文書一点、二本松市小島徳二氏

二、本目録は、おおむね 収集文書一六点、福島県庁文書から官報 『福島県歴史資料館近世文書の整理法』によっ (昭和期、その三)五八点。

て、分類整理した。

近世文書分類項目 代官と藩政(藩と藩政

代官・藩主、法度・布令、幕政・藩政

2 村と町

土地、 人口、 年貢、 諸負担、

3

農業、 製造業、

4 交 通

5 揆·訴訟

6 社

7 文 化

三、目録の記載形式は、次のとおりである。

1 番 号 所蔵者別に通し番号を付した。

2、主要部門 近世文書分類項目に準拠した。

3 資料名 文書の表題に拠った。ただし、編者が適当と推定して

表題を付したものは〔〕で包んだ。

4 資料内容 内容を記す必要のある文書は表題のわきに ( )で包

んで記載した。

5 年 代 年月日まで記載し、同一表題の文書が数年にわたる場

合には〜記号で結んだ。年月日不明の文書は空欄とし

た。

6 形 態 大・中・小判型、一紙、袋入、軸、絵図、竪・横帳の区別。

7 種 類 原本、控、下書、 写本、抄本、板本、その他

数 量 ₩, 綴、 通、 巻、枚の区別をした。

四、大沼忠四郎家文書・大沼ハルヨ家文書・高野伊勢男家文書の編集

官報 (昭和期、 その三)の編集ならびに解説は、専門学芸員渡邉智裕

嘱託小野孝太郎が担当した。小島徳二氏収集文書・

ならびに解説は、

が担当した。

五、官報(昭和期、その三)	一、大沼忠四郎家文書 ····································
---------------	---

6

(伊達郡貝田村名主孫四郎外當戌田方立毛内見合附書上帳

天保九

九

原本

冊

横 大 判 製

5

4

内所所 有 容者在

(伊達郡貝田村名主吉之丞外 (伊達郡貝田村名主吉之丞外 免被仰付當辰御年貢永方之 免被仰付當辰御年貢永方之	(伊達郡貝田村名主伊左衛門) 未御年貢御永方浮役勘定牃	証文控帳〕 〔貝田村百姓持分山林田畑質物	可申為)(壱年切ニ御公儀様へ指上ケ(壱年切ニ御公儀様へ指上ケ	西根之内貝田村名主・与開田畑検地ニ付書上帳之
一文○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	一宝一一宝一一宝一一宝	享保四 六~	元貞禄享九	元延宝八
横 大 帳 型	横大 判 帳型	竪中 判	竪 中 料 帳型	判
写本	控	控	控	控
<del>_</del> ₩	<u> </u>	綴		級級
		8	3 7	
	外表題・冊数書上	食也長・寸月田長・皆斉外五名より第四區御會所(貝田村旧副戸長大沼孫重諸朝面目鏡	音 (貝形)	五名より
	外表題・冊数書上)	食也長・寸月田長・皆斉外五名より第四區御會所(貝田村旧副戸長大沼孫重諸朝面目鏡	香豪市日禄 (貝田村名主孫四郎) 子御永方浮役帳	万御検見ニ付差上)
	外表題・冊数書上)	食也長・寸月団長・皆斉目 (貝田村旧副戸長大沼孫重郎 :	新蒙市日禄 (貝田村名主孫四郎) 一○ 横 子御永方浮役帳 嘉永五· 大判	方御検見ニ付差上)   「一、   一   一   一   一   一   一   一   一   一
	外表題・冊数書上)	食也長・寸月田長・皆斉目外五名より第四區御會所、外五名より第四區御會所、(貝田村旧副戸長大沼孫重郎 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	音長市目录 (貝田村名主孫四郎) 一○ 横 帳子御永方浮役帳 嘉永五· 大判型	これでは、

**₩** 

冊

2

1

3

## 大沼ハルヨ家文書

内所所 有 容者在

在 福島市

在 福島市

本志収録「大沼忠四郎家」は親戚筋にあたる。

本志収録「大沼忠四郎家」は親戚筋にあたる。

本志収録「大沼忠四郎家」は親戚筋にあたる。

本志収録「大沼忠四郎家」は親戚筋にあたる。

本志収録「大沼忠四郎家」は親戚筋にあたる。

「段之積り)

3 御

八

₩

竪 中判型

二成候間年季中相可励旨)より御役所宛、御手當定免(貝田村名主孫十郎外五六名請印形奉差上帳 享和三・

(名主孫十郎外五四名より桑(名主孫十郎外五四名より桑進等不致日限通り可納旨外、進等所教方未を明確の所定、御年貢納方未を明確。 (名主孫十郎外五四名より桑被仰渡書小前請印奉差上帳 被

2

形差上、裏面は辰之置石代を廻米ニ被仰付之儀御請印を廻米ニ被仰付之儀御請印差山申人間請米

天明四

紙

書

通

1

御年貢米金納方二付被仰渡候御

一宝 

竪判製

控

₩

4

近世文書

藩と藩政

藩法・布令

通り相納可申旨) 難之年柄ニ而年貢納方日限 より桑折御役所宛、作方無 (貝田村名主吉之丞外六一名

元・ 竪 中判型 控

₩

	8	7	6	5		
納内訳)	割賦議定  割賦議定  神拝借金并留木拝借御返納弁出  御拝借金并留木拝借御返納弁出  は金を以五ヶ年賦金百三拾  出金を以五ヶ年賦金百三拾	はり桑斤即役万官、維持ニースの桑斤即投票をできます。「東田村拝借人孫重郎外六名」「持御文并質地帳」「東京の桑斤の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	新月売出戻兼甲女皮下 長真) 「具田村名主孫十郎外四名よ 「具田村名主孫十郎外四名よ 下恐以口上書を奉願上候 両拝借)	卸役所卸資的混成金式合匠卸役所卸資的混成金式合匠管生村佐藤吉三郎上金仕於村拝借人平八外一四名より村拝借人平八外一四名より村拝借でである。	〈拝借・御救〉	藩政・幕政
	近 世	安政二・二	享和	一寛二政六		
		<u>·</u>	享和元・三			
	<b>→</b>	竪中	_	_		
	紙	帳型	紙	紙		
	写	原本	控	原本		
	通	<u></u> ₩	通	一通		
13	12	11	1	.0 9		
年貢 (年兵衛より名主百姓中宛、 (半兵衛より名主百姓中宛、 前欠)	手餘地御吟味二付相改書上帳手餘地御吟味二付相改書上帳	(伊達郡貝田村役人) 定帳] 手餘村惣作地御〔窺二付書上勘	「四十七」朱筆) 「四十七」朱筆) 「四十七」朱筆)	(上) (上) (上) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	土地	村と町
一 延 ○ 宝 六	閏寛 二政 四·	安永二・二	— <u>ў</u> ○ <u>I</u>	近 九元 淳		
— énr	横 大 料 帳 型	横大 判 帳型	竪 r     	中 竪中 判 判 型 帳型		
紙 原 本	恢 型 控	恢 型 控		空 恢型		
一通	<u> </u>	<u></u>	- <del>1</del>			

22	21	20	19	18	17	16	15	14
主・惣百姓宛、前欠)主・惣百姓宛、前欠)	(後欠) 納割付 陸奥國伊達郡貝田村丑御年貢可	(後欠) 納割付 陸奥国伊達郡貝田村未御年貢可	前欠)(傳兵衛より名主百姓中宛、〔未御年貢割付〕	(銘々ニ割付取立之事、「四」 ( 田村丑之新開米永割付帳	〔前欠・後欠〕	(後欠) 御年貢可納割付 [陸奥国] 伊達郡西根貝田村卯	(銘々ニ割付取立之事) 西根貝田村子辰午戌之新田米永	(後欠) 子之御年貢可納割付 [陸奥国] 伊達郡西根領貝田村
一元 ○ 五 ·	享保一八	(享保一二	一元 ○禄 四 ·	一 元 禄 元 ・ 二 八	頃カ) (貞享年間	貞享四	貞享二・二三	貞享元
_		_		竪 中 帳 型	_	_	竪 中    帳型	_
紙	紙	紙	紙		紙	紙		紙
原本	原本	原本	原本	原本	原本	原本	写本	原本
通	通	通	通	<u></u>	通	通	<u> </u>	通
30		28	27	26	5	25	24	23
組頭・惣百姓宛、前欠)(寺西重次郎より右村名主・〔子御年貢割付〕	責可納	(中欠・後欠) 割附之事 奥州伊達郡貝田村酉御年貢可納	(松平陸奥守家来砂仲左衛門[辰御年貢割付]	(後欠) (後欠) 上村寅御年貢可陸奧國伊達郡貝田村寅御年貢可	前欠)前欠)	り名主・子頁・忽百生で、(松平陸奥守家来氏新兵衛よ[申御年貢割付]	$\overline{}$	頭・惣百姓宛、中欠)(布弥市郎より右村名主・組納割附之事を奥国伊達郡貝田村午御年貢可を奥国伊達郡貝田村午御年貢可
一文 〇化 三 三	文化元	享 和 元	一天〇明四・	天明二		一安 ○永 五	安永四	一安○○一字
_	_	_	_	_	•	_	_	_
紙		紙	紙			紙	紙	紙
原本	原本	原本	原本	原本	į :	原本	原本	原本
通	通	通	通		<u>.</u>	通	通	通

Г													
	38		37		3	36	35		34	33		32	31
	(伊達郡貝田村名主伊左衛門寅年御永方浮役勘定帳	勘定) 過年では多プログラックライ 後年では多プログロ かんしょう かんしょく かんしゃ かんしょく かんしゃく かんしゃく かんしゃく かんしゃく かんしゃく かんしゃく かんしゃく かんしゃく かんしょく かんしょく かんしゃく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	日衛田門	〈年貢勘定帳〉	(前欠・後欠)	岩代國伊達郡貝田村未貢稅割附	(前欠・後欠) [巳御年貢割付]	、後欠) 兵衛より右村名主・	可	欠・後欠)(藤方彦市郎より右村宛、前〔丑御年貢割付〕	組頭・惣百姓宛、中欠)	郡貝田村戌御年貢可	(後欠) 納割附之事 陸奧國伊達郡貝田村酉御年貢可
	一宝 二暦 八·		一宝一番五・		() - 1 1 1 1	(近世後期)	以降) (近世中期		一安政二・	一嘉○永六・		一 ○ 立 立 九	文政八
	横大判		横大 判 帳型		-	_	_		_	_			
						紙	紙		紙	紙		紙	紙
	写本		写本		). 2	原本	原本		原本	原本		原本	原本
	<u>一</u> 册		<u> </u>		- ,	通	通		通	通		通	通
		45	44	4	13		42		41		40	39	
		頭・百姓代、前欠)(荒清兵衛より右村名主・組〔去卯御年貢皆済目録〕	(寺藏太より、前欠・後欠) [去申御年貢皆済目録]	組頭・惣百姓宛、前欠)(竹平右衛門より右村名主・	「當酉卸年貢皆斉目禄」	〈年貢皆済目録〉	永方并浮役割合) (貝田村名主孫四郎、當寅御寅御永方浮役帳	綴じ外れ)	<b>貢米并諸入用米割渡勘定、</b> (貝田村名主孫四郎、丑御年 丑御年貢米帳	綴じ外れ) 当中御永方并浮役仮割勘定、	(貝田村名主孫四郎外五名、申御永方浮役帳	酉御永方仮割勘定) (貝田村名主彦七外六名、當〔酉御永方勘定帳〕	賣買地高差引勘定)外六名、御永方并浮役田畑
		安政三・四	天保八・三	— <u>=</u>	享和元・		一天() 一天() 一天() 一天()		一天 一	-	一天 一	一寛政元・	
		_	_	-	_		横大判 帳型		横大 料型	Ż	横大 判 帳型	横大 戦型	
:		紙	紙		紙					Ţ			
		原本	原本	J.	京本		原本	•	原本		写本	写本	
		通	通	j	一 <u>甬</u>		— 冊	•	冊		<u>一</u> 冊	<u> </u>	

50	49	48		47		46
「一季奉公人指置申證文之事」 (越川村人主平四郎外二名より貝田村孫十郎宛、弟平蔵 一年季奉公二指置前金壱両 一年季奉公二指置前金壱両 で分ト銀三匁七分八厘借用、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	質物金預り申證本意の表別の表別の世界では、大学を受ける。これを表別の世界ででは、大学を表別の世界では、大学を表別のでは、大学を表別のでは、大学を表別のできません。	(具田借り主伴六外二名より) (具田町孫四郎宛、金弐両弐) (具田町孫四郎宛、金弐両弐) (具田世の北京の一人二仕) (出版) (は、1000年) (1000年) (10		名主役交代之節年貢諸入用(貝田村惣百姓幸助外五○名、村議定之事	村と町	(前欠・後欠・中欠) 〔去申御年貢皆済目録〕
一天明八・		一延 二·享 ·四 四·		文化三・二		以降) (近世中期
_	_	_		_		_
紙	紙	紙		紙		紙
原本	原本	原本		原本		原本
通	通	一通		一通		通
55	54	53	52		51	
り可仕旨) の可仕旨) の可仕旨) の可仕旨) の可仕旨)	扱人立入内済) (貝田村元名主吉之丞外六名 (貝田村元名主吉之丞外六名 金子不分明ニ付御訴訟之儀 金子不分明ニ付御訴訟之系 金子不分明ニ付御訴訟之系 を主勤役中小前上納引替候 金子での済置文之事	権越品外籍	能在候ニ付帰宅願) (伊達貝田町願主孫十郎より (伊達貝田町願主孫十郎より を入職内意奉願上候御吏	〈事件・出入〉	而金弐両借用) (越河村人主浅右衛門外二名 (越河村人主浅右衛門外二名 作奉公二差置居消質奉公二 作奉公人差置申證文之事	とあり、前欠)
文	一文 二 六 .	二文 · 化 一 九四 ·	· 八 八 八		一覧	
_	_	_	_		_	
紙	紙	紙	紙		紙	
原本	控	控	原本		原本	
通	通	通	一通		通	

	60	5	9	58	57		56
三、文作月)	代文書用) 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	) では、	金頁) 自登文之事 出村孫十郎宛、御年貢御上 出村孫十郎宛、御年貢御上 出村孫十郎宛、御年貢御上	(顔主新左衛門外一名より貝役請取申證文之事		(借用証文)	風余ケ木地一辺戈取申間敷境心得違槻伐取候ニ付以来 田村名主勤役孫十郎宛、地田村名主勤役孫十郎宛、地(貝田村伊惣八外一名より貝差出申一札之事
	ーニ・ニ ・二・二七	一月 二· 二 七	月 [1] [4]	明和四:一	· 延 九 享 四 · _		一文 二化元·
	七	七	_	=			
	紙		— 氏	紙	紙		紙
	原本		京 k	原本	原本		原本
	<i>→</i>	_	<b>-</b>		<i>→</i>		_
	通	j	<b></b>	通	通		通
67		66 65	64		63	62	61
(東大枝村借用人万蔵外一名水紅花前銭借用申證文之亨	(五十沢村僧用人与右衛門外で、五十沢村僧用人与右衛門外で、)	金子借用申證文之事 (越河預主喜四郎外一名より 壱両三分弐百九十八文借用) を両三分弐百九十八文借用)	(東大枝村金子借用人佐吉外一名より貝田村孫十郎宛、一名より貝田村孫十郎宛、一名より村立寺借用人佐吉外借用中金子證文之事	金壱両弐分借用)	去未御上納差滞以米納返済外二名より貝田村孫重郎宛、外二名より貝田村孫重郎宛、何東大窪村頼主名主久右衛門御城米借用申證文之事	金弐分借用)(藤田村金子預り人清四郎外金子預り申證文事	金七両銭五百八十文借用)り、當御年貢御上納行當りの、當御年貢御上納行當り金預り申證文之事
安永七・		安     一安       水     一永       ·     二       二     二	· 安永 七永 五· 九		・ 二 九 七	一○·二五 五	一安 ○ · · · ·
四	三	$\equiv$	九		七	五五	0
_	-	<b>→</b>	_			_	_
紙		紙紙	紙		紙	紙	紙
原本	) ;	原 原本 本	原本		原本	原本	原本
通	- j	一 一 通 通	一通		通	通	通

72	71	70	69	68	
金子借用申證文之事 (具田村金指用人半右衛門外 四名より貝田村金主孫十郎 外二名宛、御年貢御上納難 外二名宛、御年貢御上納難 字左衛門奥印)	(具田村借用、名主宇左衛門奥当午御年貢御上納難渋仕金当午御年貢御上納難渋仕金当午御年貢御上納難渋仕金子借用申證文之事	水花手銭借用申證文之事(借用人太市外九名より貝田(借用人太市外九名より貝田財務重郎宛、古未進御上納無決仕以水花返済金壱両借無、光明寺村請合次左衛門外奥印)	売貴三百八拾七文借用) 二名より貝田孫十郎宛、銭 二名より貝田孫十郎宛、銭 水花手銭預り申證文之事	借用) 借用) 借用) はの大州伊達郡貝田村孫十より大州伊達郡貝田村孫十より大州伊達郡貝田村孫十名の十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	
一寛一	一寛二政	· 寛 二 政 二 五	閏寛 二 四		
	一寛二政	二 <u>九</u> · 五	<u>/ /                                  </u>	天 明 二 · 匹	
_	_	<i>⊥</i> .	_	_	
紙	紙	紙	紙	細	
原本	原本	原本	原本	原本	
通	一通	通	一通	— 通	į
7	77		75	74	73
(新料村借用人善兵衛外一名(新料村借用人善兵衛上的東田村金主孫十郎宛、当り東田村金主孫十郎宛、当の後間の五分借用)	渋仕名が、	完 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	勘定仕金弐両弐分借用)より孫十郎宛、酒代賣下りより孫十郎宛、酒代賣下りま子枝村借用人幸七外一名金子借用申證文之事	上納金ニ行當り金弐分借用)名より貝田村孫十郎宛、御(東大窪村借用人三次郎外一金子借用申證文之事	地借金利足取立金弐分借用)という。(貝田村借用人伊左衛門外三名が、村田村借用人伊左衛門外三金子借用申證文之事
· I 二末 六 -	享 一享和 二和 二 元 元··································	· 享和 二和 九元 九	· 享 一和 ○元 五	享和元·田	享和元・三
		九	<i>±</i> 1.	四	<u> </u>
า ที่	纸 紙	紙	紙	紙	紙
	原原原本		原本	原本	原本
- ì			一通	通	一通

84	83	82	81	80	79
ニ指詰り金弐両借用)上弥市宛、御年貢御人利四郎外三名より置文之事	貫等以引請金弐分弐朱借用)り貝田村孫十郎宛、當辰御り貝田村孫十郎宛、當辰御上納難渋仕貴殿持高之内諸と納難決仕者ので、當辰御の金借用申證文之事	用、貝田村組頭吉兵衛奥印)側上納難渋仕金壱両壱分借り貝田村孫十郎宛、當丑年り貝田村借用人与吉外二名よ金子借用申證文之事	<ul><li>法仕金壱両借用)</li><li>(貝田村借用人長右衛門外一会より孫十郎宛、御上納難</li><li>法仕金壱両借用)</li></ul>	借用) (具田村借用人留吉外一名より孫十郎宛、段々難渋之筋り孫十郎宛、段々難渋之筋と) の孫十郎宛、段々難渋之筋	後善之助役儀相勤可申) で、日間、大学ので、一名より孫十郎宛、役方勤 一名より孫十郎宛、役方勤 一名より孫十郎宛、役方勤 一名より孫十郎宛、役方勤 で、一名はり孫十郎宛、役方勤 で、一名は、一名は、一名は、 で、一名は、一名は、 で、一名は、 で、これ、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、
文 政 八	一文二改三:	一文 一化 四·	一文 二化	閏 文 六 化 ・ 五	文化
八 · 四	<u> </u>	<u></u> 四 ·	一文 二化 二:	; ±.	文化二・三
<u> </u>	_	_	_	_	_
紙	紙	紙	紙	紙	紙
原 本	原本	原本	原本	原本	原本
	, <del>**</del>				
	通	通	通	通	通
		89	88 87	86	85
	90 桑畑毛上借用申證文之 御上納金ニ差支金 御上納金ニ差支金		88 87 指 差出申 前 部		85
毛上伐取担保ニ金六両借用)。毛上伐取担保ニ金六両借用)。より貝田村孫十郎宛、當寅(光明寺村借用人藤蔵外一名	90 桑畑毛上借用申證文之 御上納金ニ差支金 御上納金ニ差支金	(貝田村借用人彦四郎外二名) 金子借用申證文之事	88 結糸前金申證文之事 (借用人庄八外一名より孫十郎宛、金拾壱両借用)	86 金子借用中證文之事 (苅田郡南五賀村借用主卯平 ) 主役富次奥印) 主役富次奥印	85 金子借用申證文之事 (南五賀村小野作屋敷佐藤庄 良宛、當丑ノ御上納金難渋 良死、當丑ノ御上納金難渋
毛上伐取担保ニ金六両借用)。毛上伐取担保ニ金六両借用)。より貝田村孫十郎宛、當寅(光明寺村借用人藤蔵外一名	90 桑畑毛上借用申證文之事 り當村金主孫重郎宛、當寅 別當村金主孫重郎宛、當寅	(貝田村借用人彦四郎外二名) 金子借用申證文之事	88 結糸前金申證文之事 (借用人庄八外一名より孫十郎宛、金拾壱両借用)	86 金子借用申證文之事 (苅田郡南五賀村供 ) 主役富次奥印) 主役富次奥印) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	85 金子借用申證文之事 (南五賀村小野作屋敷佐藤庄 良宛、當丑ノ御上納金難渋 良宛、當丑ノ御上納金難渋
毛上伐取担保ニ金六両借用)。毛上伐取担保ニ金六両借用)。より貝田村孫十郎宛、當寅(光明寺村借用人藤蔵外一名	90 桑畑毛上借用申證文之事 慶応二・ 一	89 金子借用申證文之事 (貝田村借用人彦四郎外二名 一二 (貝田村借用人彦四郎外二名 一二	88 結糸前金申證文之事 (借用人庄八外一名より孫十郎宛、金拾壱両借用)	86 金子借用中證文之事 (苅田郡南五賀村借用主卯平 ) 主役富次奥印) 主役富次奥印	85 金子借用申證文之事 文政一二・ 一
毛上伐取担保ニ金六両借用)。毛上伐取担保ニ金六両借用)。より貝田村孫十郎宛、當寅(光明寺村借用人藤蔵外一名	90 桑畑毛上借用申證文之事 慶応二・ 一 紙の の	89 金子借用申證文之事 慶応二・ 一 紙の (具田村借用人彦四郎外二名 一二) (具田村借用人彦四郎外二名 一二) ( 三田村借用人彦四郎外二名 一二) ( 三田村代)	88 鮨糸前金申證文之事 慶応元・ 一87 差出申一札之事 弘化二・三 一87 差出申一札之事 弘化二・三 一	86 金子借用申證文之事 (苅田郡南五賀村借用主卯平 一二 ) 主役富次奥印)	85 金子借用申證文之事 文政一二・ 一 紙(南五賀村小野作屋敷佐藤庄 一二) と

96	95	94	93			92		91
(貝田村田地賣主小三郎外四之事 北等持分之畑質地二賣渡申證文	年季質地金五両三分請取) より貝田村孫四郎宛、拾ヶより貝田村田畑流主佐平外三名文之事	ケ年季質地金拾四両請取)(貝田村田地賣主小三郎外三文之事	ヶ年季質地金弐分請取) ロ村田請取主孫四郎宛、五田村田請取主孫四郎宛、五日村田渡主外三名より貝 我等持分田質物相渡申證文之事	〈質地証文〉	替二付、後欠) 鎖被仰付可及沽却村方御引 (御年貢未進二而伊左衛門手	用申證文之支去午御年貢未納仕候ニ付金子借	借用) 借實前金壱分判金百八拾切 相實前金壱分判金百八拾切	借用申證文之事
· 寛 晦 保 元	一元	一元 一文	一享 一 保			近		近
元八	一 元 二 文 五 四・	一 一 一 ・ 一 九	一享 二 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			世	-	世
_	_	_	_			_	-	_
紙	紙	紙	紙			紙	÷	紙
原 本	原本	原本	原本			控	-	下書
通	通	通	一通			通	-	通
	101	100	99		98		97	
	<b>油 </b>	質	我		畑	事	我	
三分請取、名主吉之丞奥印)	で屋放三ヶ三を買地ご覧 (貝田村賣り主忠兵衛外一名 (貝田村賣り主忠兵衛外一名 渡申證文之事	高請之畑 知道之畑	壱両弐分請取) で両弐分請取) で両弐分請取) で両弐分請取、當御年貢御上り孫十郎宛、當御年貢御上り孫十郎宛、當御年貢御上まで、	弐分請取) 弐分請取) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(貝田コ留十三新門外二名よ質地相渡申證文之事年季質地金弐両壱分請取)	郎宛、拾ヶ三郎外四名		名より貝田村孫四郎宛、拾
三分請取、名主吉之丞奥印)	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	年季質地金三田孫十郎宛、村賣主清四郎シ申證文之事	請付拾 左右衛 東 京 、 當 門 年 御 門	平季質地金	(貝田コ留十三新門質地相渡申證文之事年季質地金弐両壱	郎宛、拾ヶ三郎外四名	し申證文	郎宛、
三分請取、名主吉之丞奥印)	・ 一	年季質地金三両請取)田孫十郎宛、町浦之畑村賣主清四郎外一名よシ申證文之事	請取) 情報に 対格を年季質地金 が、當御年貢御上 で、當御年貢御上 で、當御年貢御上 で、は一次のである。 四・ で、は一次のである。 四・ で、は一次のである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	平季質地金	(貝田コ留十三新門外二名よ質地相渡申證文之事年季質地金弐両壱分請取)	郎宛、拾ヶ三郎外四名	し申證文之 寛保元・両請取)	郎宛、
三分請取、名主吉之丞與印)	是 と と と と に に に に に に に に に に に に に	年季質地金三両請取)田孫十郎宛、町浦之畑村賣主清四郎外一名よシ申證文之事	請取) 情報に 対格を年季質地金 が、當御年貢御上 で、當御年貢御上 で、當御年貢御上 で、は一次のである。 四・ で、は一次のである。 四・ で、は一次のである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	平季質地金	(貝田口留十三新門外二名よ 二質地相渡申證文之事 宝暦一三・ 一 紙年季質地金弐両壱分請取)	郎宛、拾ヶ三郎外四名	し申證文之 寛保元・八 一 紙両請取)	郎宛、
三分請取、名主吉之丞與印)	是 発 一 に が 一名 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	年季質地金三両請取)田孫十郎宛、町浦之畑田孫十郎宛、町浦之畑村賣主清四郎外一名よ 四・一三シ申證文之事 安永六・ 一	請取) 付拾ヶ年季質地金 が、當御年貢御上 正右衛門外四名よ 四・一七 ・ 一 ・ 一 ・ 一	平季質地金	(貝田口留上に新門外二名は 二質地相渡申證文之事 宝暦一三・ 一質地相渡申證文之事	郎宛、拾ヶ三郎外四名	し申證文之 寛保元・八 一両請取)	郎宛、

107		106		105		104		103	102
取、同村与頭吉兵衛奥印) 和難渋ニ付畑譲地金三両請納難渋ニ付畑譲地金三両請 より貝田村孫十郎宛、御上 は日村地所譲人平八外二名畑譲地申證文之事	印)  中)  中)  中)  中)  中)  中)  中)  中)  中)	より貝田寸系上邛屯、胂ヒ(貝田村地所譲人平吉外三名畑譲地申證文之事	ケ年季質地金弐両請取) 未年御上納難渋ニ付田地四 大年間上村金子彦十良が「富	(貝田村借用人平蔵外二名よ質地相渡し申證文之事	質地金壱両壱分弐朱請取)年貢難渋ニ付畑等五ヶ年季り済十郎死。當日街上納街	(貝田村借用人庄蔵外一名よ質地相渡申證文之事	質地金弐両弐分請取) 御上納行當山地等拾ヶ年季 御上納行當山地等拾ヶ年季	(月日才青月、ぎご時月十一質地ニ相渡し申證文之事	桑畑質地金五両請取) 三名より貝田村孫十郎宛、(二野袋村畑賣人利左衛門外畑質地ニ賣渡中證文之事
文化九・七		文化九・七		一文 二化 八·		一寛一改九・	_ 	寛政八・	一寛一政三・
_		_		_		_		_	
紙		紙		紙		紙		紙	紙
原本		原本		原本		原本		原本	原本
通		通		通		通		一通	通
	112		111		110		109		108
入候ニ付一札) 入候ニ付一札) 入候ニ付一札)	りき田村金主平乍危、拝貢(貝田村借用人彦吉外三名よ別紙證文一札	文)と納難渋ニ付書入金三分請り孫十郎宛、當午御年貢御(貝田村借用人勘太外一名よ	事教等所持之畑質地書入申證文之	地、前欠・後欠) 御上納難渋ニ付拾ヶ年季質	、	四郎奥印)四郎奥印)四郎奥印)	り貝田村孫十郎宛、御上納(貝田村畑譲人清助外二名よ桑畑譲地ニ相渡申證文之事	村名主吉之丞奥印)	重型に表すない。 賃上納ニ行當田地五ヶ年季 貝田村賈主孫十郎宛、御年 (貝田村賣人代助外二名より 我等持分之田賣渡申證文之事
	一天 二保 六·		天保五・七		一文 二 文 三 ·		文政九・七		文 政 四 · 七
	_		_		_		_		
	紙		紙		紙		紙		紙
	原本		原本		原本		原本		写
	一通		一通		一通		一通		一通

117	116		114	113
居林年季賣渡申證文之事 (貝田村居林賣渡人孫四郎外 二名より當村金主孫十郎宛、 五ヶ年季質地金弐拾両請取、 名主彦次郎奥印)	山林質地相渡中證文之事  山林質地相渡中證文之事  山林質地相渡中證文之事  山林質地相渡中證文之事  一次一名より西大窪村金主  「具田村質地相渡世間人孫十  一別の取りあり質地請戻し済、  切り取りあり質地請戻し済、	地之儀預り手形落候ニ付)一名より當村孫重郎宛、質(貝田村手形差出人作之丞外手形差出申書付事	田地賣渡申證文之事田地賣渡申證文之事	分請取、名主孫四郎奥印) (貝田村質地借用人治七外一名より孫十郎宛、當亥御上名より孫十郎宛、當亥御上名より孫十郎宛、當亥御上名より孫十郎宛、當亥御上の。
文	一文 二久 ·	一文 一久 元	一天 一保 一	一天 二保
文	元・	元 •		一天 二保 〇·
_	_		<b>→</b>	_
紙	紙	紙	紙	紙
原本	原本	原本	原本	原本
通	通	通	通	通
123 122	121	120	119	118
[向山質地之件ニ付書状] (後欠) (散田・丸目散田証文) 散田申證文之事 (小作人長兵衛より田地主孫	奥印) 奥印) 奥印)	七両弐分請取、名主彦治郎の御上納金ニ差支畑質地金の御上納金ニ差支畑質地金の日村金子借用人孫四郎外質地相渡申證文之事	主彦次郎奥印) 主彦次郎奥印) 主彦次郎奥印) 主彦次郎奥印)	田地質地相渡中證文之事  「具田村質地相渡人重吉外二名主彦次郎奥印)
安政五 二	慶 応 四 ・ 七	一一慶応三・	一慶二応元・	一文 二久 三·
	_	_	_	_
紙紙紙	紙	紙	紙	紙
控 原 本	原本	原本	原本	原本
	通	通	一 通	通

					下 九年 《孔·公司》第二次79第7	綴	原本	竪中制帳型	明治五人	(差木·倒木之届及林地落札 〔林地管理等綴〕	129
				-	中於音々卸金項登文柔紙)御年貢金江戸表上納二付道					⟨山林⟩	
一通	原本	紙	_	宝暦九・	异粗州	104		村中		旱魃二付下町番水割合水引)	
					陸上交通	綴	写本	黄大 判 長型	嘉永五・六	(1)日寸名片弋系片小四名、當子下町番水割合帳	128
					交通					十壱番」朱筆)	
					仕候ニ付一札) 仕候ニ付一札)	<u>一</u> 冊	写本	横大 戦型	・二四天保三・七	少々旱域ニ対番水削含、「こ(貝田町名主孫四郎外五名、貝田上町用水掛田反別帳	127
					即手昔返内ニ皇帯貴殴よりより御本家孫重郎外一名宛、					〈水利〉	
通	原本	紙	_	安政二・二	133 差出申一札之事	100				農林業	
					質入					産業	
					商業・金融					引受小作二付) 全員言行	
通	原本	紙	_	(近世後期)	132 〔植付候木数之内訳〕	通	原本	一紙	正 天保一一・	)地ド系重郎位、F貢者殳(貝田村散田人平作外一名よ丸目散田證文之事	126
<u>一</u> 冊	原本	世 判 帳型	竪中	近世後期	131 (伊達郡貝田村山形山内林地 神林帳	) 121	<u> </u>			小作二付) 小作二付) 小作二付) 小作二付)	
通	写	紙	_	安永三~六	130 (貝田村役人より桑折御役所 (可田村役人より桑折御役所 (東達郡貝田村差木并實植仕根		原本本		文久三・三	に目文日申登文之事 (貝田村散田借人忠七外二名) (貝田村散田借人忠七外二名) では、	25 124
					証)					重郎宛、田地小作ニ付)	

142	141		13			137	•		136		135
(藤田村貴蔵より)村方奇特譲渡證文壱通	(當村吉平より) 差出一札	(裏面は金子借用證文の封紙)古證文入	(源四郎より) 認文を追	衛より)	封紙・包紙・断簡	(「先以目出度覚険「五・烚」(手習)	文化	自普請掛替被仰付度願) (大学の大学の大学の大学の大学のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	(利用商名庄系四郎本三名は年恐以書付奉願上候	自普請掛替被仰	た 大打續ニ而往還道中土橋落 天打續ニ而往還道中土橋落 桑折御役所宛、當夏長々雨 (貝田村名主久助外六名より 乍恐以書付奉願上候
(近世)	(近世)	(近世)	近世	(近世)		(近世)			天保二・八		文政八
									八		· 八
封一	封一	包一	封-	- 封一		_			_		_
紙紙	紙紙	紙紙	紙組	纸 紙紙		紙			紙		紙
原 本	原本	原本	原 才	原原本		原本			控		原本
通	通	通	— 道	- 一 通 通		三通			通		一通
	149	148		147	1	46	145	5 144			143
(具田林花河、杏紫米差出人) 一种)	1 1175	朱筆) (貝田村役元、「五十五番」 村山賣代金軒別割帳	村政・区政	(福島県勧業年報の一部ヵ) 山借區行業表 農民毎一人耕地反別平均表・鑛	(福島県勧業年報の一部カ)民人口割合円積図)	「管内二十二郎」毎農民并其他人	編製法、官版不許翻刻)(戸籍編製ニ付来去仕法名祿他処人来往奉公人雇人仕法書	官版不許翻刻) (士籍編製二付仕法及見本、 士籍法	国・県・郡	近現代文書	書など二七片) 青勘定帳外、裁断された文 (宗門人別帳・年貢割付・年 (断簡一括)
・ - ナ	明治三・五	一明二治		年代)		明台一三	明治二・六	一明 一治 元			近世
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	世 中 判 型	横大 判 帳型		竪 中 判 帳 型	竪具	中判型	竪中判帳型	竪 中 判 帳 型			— 紙
	原本	原本		刊本	7	刊本	板本	板本			原本
	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	-	<u> </u>	一 冊	<u> </u>			一 括

	156	155				52	151		150
引受書・戸籍役場備諸帳簿元大木戸村長大沼孫十郎宛、	(大大ヨ寸長半睪基一郎より〔村長引継関係綴〕	度所得税拂戻金領収)(半澤平三郎外一一名より大領収證	選出外定約)選出外定約)選出外定約)選出外定約)	(具田村世話係、入費及荒地公用派出留帳	學人名簿) 學人名簿及民會議員撰 野俊平外一名、公撰民會議 員相当人名簿及民會議員撰	民會議員名簿と外れ)	什長宛、福悳縣第二區會所(第二区会所より貝田村用掛[本年七月以降徴収村費割渡帳]	朱筆)	(月)日村村長大召、水雲坤木軒別割合帳
- - - -	明治四二・	七明治四〇・	八 明 · 注 三 三 ·	四明治 九 九 .	— I	明 治 一 ·	一二・二三 明治九・	-	明治四.
馬	E 中 長型	紙	竪 中 半 帳 西	世 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	竪	中 判 型	横大 判 帳型	村中	黄大 長 判型
	原本	原本	原本	原本	<u> </u>	原 本	原本		原本
	一綴	通	— : #	- <u>-</u>	-	<del></del>	<u></u>		<u>一</u> 冊
164		163	162	161	160	159	158	157	
(大木戸村長春日佑幸より鈴委嘱状	員委嘱)	大木ゴ寸共司募金委員會委(大木戸村共同募金委員會會委嘱状	明) 伊達郡大木戸村歳入決算説 民宛、裏面は昭和十六年度 民宛、裏面は昭和十六年度 出版物没収ニ関スル件	をの件) (大木戸村長半澤殷保より村 (大木戸村長半澤殷保より村 である。)	想談記録) (役員名簿・出欠表・選挙粛月田部落常會	(貝田区長佐藤留次郎) 区費収入支出簿	(綴じ外れ) [金銭勘定帳]	(区長・委員・衛生世話係外)大字貝田役員名簿	・財産引受)
一阳		一昭 ○和 ·二	六昭和二二・	五昭 · 和 一二 五 ·	一昭 六和二二~	二大正二・	(明治初期)	昭和一五 —	
一 元 一 五 ・		· <u>二</u> 一四 ·	<del>-</del>	•	\$			)	
_		· —	_	_	竪中	竪中判	横大判	竪中判	
紙		· 一 紙	— 紙	— 紙	竪 中 判 帳 型	判 帳 型	判 帳型	竪中判帳型	
_		· —	_	_	竪中	竪 帳 原本	横 帳 原本	竪中判	

	169	168	167		166	165	
総計籾拾六石八斗弐升五合)総計籾拾六石八斗弐升五合)	蓄穀		<b>-</b>	(具田村戸長位 財産 関本 大 大 高 野世病 で 大 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 、 で 、 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		〔役員	祉審議會委員の委嘱) 木誠市宛、大木戸村児童福
-	一明 二治 二 :	六・三〇	一明二治一一		一明 正治 一 一、	(近代)	
<u> </u>	竪 中 判 長型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	馬	E 中 判 長型	横小 判 帳型	
	原本	原本	原本		原 本	原本	
	<u></u>	<u> </u>	綴		綴	一綴	
174		173	1	72	171		170
() 達郡長	号「学壱号」、朱筆)のでは、大きのでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一切では、一切では、一切では、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を	富貴系甲権『長吉司夫卜亞、  (貝田村戸長佐藤忠助外より  (御届書綴)   十五号」朱筆)	で積重検印願外、「二馬會社荷物取扱所設置質拂願・猟業免許願・盛典外宛、書入之宅地を映りので、書入之宅地を開けがある。	(預書級) (預書級) (預書級) (預書級) (日光明寺村戸長 (日本) (日本	、は頁は圧頁 夏ヶ日な兵田村戸長役場宛、裁判代理(貝田村西大枝村願人より貝〔願書綴〕	企 ・ 盗 難 等 村	大坪十蔵
九明	, <del>-</del>	八明 一一一	— F = }		一 明 治 二 二 ~		一三 明治一二~
竪 中 判 帳 型		竪 中 判 帳 型	竪	中 <b>判</b> 型	竪 中 判 帳 型		竪中 判帳型
原本		原本	J.	京本	原本		原本
₩		綴	- รู้ ที่	<del>-</del> 쩛	綴		一綴

				(下) 是田村戸長谷城書日	綴	控	竪 中 判 帳 型	明治一三	外より福島縣伊達郡長吉田(伊達郡貝田村戸長佐藤忠助〔御届書綴〕	180
—————————————————————————————————————	原本	竪 中 料 帳 型	一 明 五 治	け、見日け可長な影判り、宛、紛失・印形字不明等ニ宛、紛失・印形字不明等ニ外五名より貝田村戸長役場(伊達郡貝田村届人大沼孫作[日鑑循届綴]	₩	原本	横 大 判 帳 型	旧一二・四	筆) (戸長役場、「四十一号」朱蓄穀籾取立扣帳	179
X		] ] 1		(1) 在	<b>級</b> 4	控	竪 中 判 帳 型	一明 ○ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(具田村々會議員連盟及村々會期日御届・通常會決議書、申・秋期通常村會決議書、申・秋期通常村會決議書、東田村戸長役場割印、「忠郎社」の「忠明治十三年村會決議書本控明治十三年村會決議書本控明治十三年村會決議書本控	178
一綴	原本	竪 中 判 帳型	一明 五一三~	(陸軍歩兵伍長仙臺鎮台附申〔諸御届綴〕	183				貝田村戸長役場割印)	
				印、「忠第廿七号」朱筆)証願・保険會社支社設置保証願・保険會社支社設置保	₩	控	竪 中 判 帳 型	一明 ○・五 三・	藤忠助より福島縣令山吉盛 (福島縣伊達郡貝田村戸長佐通常會決議上申	177
一綴	原本	竪中 判帳型	一 明 治 一 三 ~	とあら、戊川六里、七頁尺(貝田村願人より貝田村戸長〔保証願綴〕	182				村戸長役場割印) 連名及村會期日御届、貝田 島縣伊達郡貝田村々會議員	
		竪		第廿五号」朱筆) 第廿五号」朱筆) 原。寄附金納済人名上申、原。寄附金納済人名上申、	₩	原本	竪 中 判 帳 型	一明 ○・五 三・	場系サップと日本大変に高縣伊達郡長吉田扶宛、福(貝田村戸長佐藤忠助より福〔御届書〕	176
<del>一</del> 冊	原本	E 中 判 長型	一明 記一三 二	(中村街道換線費寄附綴) 第) 第) 第) 第) 第) 第) 第一十八号」朱	181	控	竪中戦型	一明 ○・三・	佐藤忠助宛) 橋長兵衛外一四名より戸長 (福島縣伊達郡貝田村議長高 秋期通常村會決議書	175
				云や眴畐外、貝田寸ゴ長殳・鉄炮所持人名御届・戦死扶宛、電信柱異動有無御届					割印) 吉田扶宛、貝田村戸長役場	

	189		188		187		186		185
と	「「大学」とは、「「大学」とは、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、「大学」では、	臨時會決議書、福島縣割印)・学務委員旅費等ニ関スル・学務委員旅費等ニ関スル見ニ付申合規約御届之雛形(病躰ニテ免役願・傳染病發	<b>→</b>	表・茶畑反別製茶産額有無郡貝田村普通物産特有物産宛、明治十匹年岩代国伊達	より福嶋縣伊達郡長吉田扶(伊達郡貝田村戸長佐藤忠助〔諸取調御届〕	貝田村戸長役場割印)スル臨時會決議書認可願、	職願・学務委員旅費等ニ関(傳染病報告状・衛生委員免〔諸文書綴〕	貝田村戸長役場割印)帳・桑畑繭生糸調査表外、村道路修緯民費壱村限金高	けららきさる。 ・ はいでは、 ・
	一明治一六五	<u></u>	明治一		一明 治 五		一 明 治 一 五		一明 治 二 五
	五		五.		五.		五.		五.
	竪 中 判 帳 型	竪帳	中 判 型		竪 中 戦 型		竪 中 判 帳 型		竪 中 帳 型
	控		原本		控		原本		控
	綴		— 綴		綴		綴		綴
195		194		193		192		191	190
(衛生委員當撰者報告・教員〔諸文書綴〕	田村戸長役場割印、封筒付)二無御座候二付御届書、貝七縣聨合共進會出品人当村を旅行二代の		高調、貝田村戸長役場割印)用塩取調申達書控・塩所用治十四年度伊達郡貝田村需嶋縣伊達郡長吉田扶宛、明		印)  印製造、貝田村戸長役場割  四製造、貝田村戸長役場割  四製造、貝田村戸長役場割	(具田村ゴ長左寨忠助より届自家飲料酒類種目石数届	_ 兀	悪岩代國母 書・実査》	・開墾ニ付費用及収利見込・開墾ニ付費用及収利見込(学務委員旅費及ヒ職務取扱〔諸文書綴〕
五明 七五・	-	五明 治一五·		四 明治一五 ·	<u>=</u> p	三・四 五・	<u>-</u> <u>  []</u>	明 治 一 五	二~五.五.
竪中判帳型		竪 中 判 帳 型		竪 中 判 帳型	<u> </u>	竪 中 判 長型		を中 判 是型	竪 中 判 帳 型
原本		原本		控		控		控	控
綴		綴		— 綴		<u></u> ∰		<u></u>	綴

	199		198	197		196
場割印) ・国道開線ニ付潰地調・戸・国道開線ニ付潰地調・戸・国道開線ニ付潰地調・戸・国道開線ニ付潰地調・戸・国道開線ニ付潰地調・戸・国道開線ニ付潰地調・戸・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	(農事通言を言葉挙上申・新〔諸文書綴〕 工事補助金之事外)	図首各泉ヲ平旦ナランムノ 長ヨリ演達セシ条件、郡内 ・戸長申合・會場ニ於テ郡 蚕種調・戸長集會決議条件	では、伊達郡貝田村戸長佐藤忠助(伊達郡貝田村戸長佐藤忠助〔諸文書綴〕	田村戸長役場割印) 島縣伊達郡長吉田扶宛、貝 (貝田村戸長佐藤忠助より福 帳	印)の場合では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(貝田村戸長佐藤忠助外より) (貝田村戸長佐藤忠助外より) (貝田村戸長役場割印)
- - -	- 明治		八明 · 治 一 七 ·	七明 八五 .		五明 〜一五・
ų.	経中 判 長型		竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳型		竪中 判 帳型
	原本		原本	原本		原本
	一綴		綴	綴		— 綴
204	203		202	2	201	200
(大字貝田区長佐藤留) 外従事者書留) 外従事者書留)	水援人足外従事者書家並頭附帳	家並等比較調外)	・地主という作人ノ調福島縣伊達郡長柴山(貝田村戸長大沼孫土(貝田村戸長大沼孫土)	在	Fを一寸38奏責問 有山野地地所調・ 「伊達郡長吉田扶 「伊達郡貝田村戸長 「諸取調御届外」	願書、貝田村戸長20億円治十五年麦作概算順書・國道筋開數。 (明治十五年麦作概算)
掃除 人足	書張 留 )傳 ・		調・収繭を大一郎より	貝田 田 村 ン 大 大 大 大 り 地 り り り り り り り り り り り り り り	を 明治 分 が の に 民 に に と り に に も に も に も り に も り に り に り に り に り	(役場割印) (類 (類 (類 (類 (類 (類 (類 () () () () () () () () () () () () ()
除人足 大正二 明治四五~	留) ニ・一一 明治三一・		- N - N - N - N - N - N - N - N	照	を長・也 明治十三 外宛、民 明治一五 明治一五	役場割印) <ul><li>製品付 (関本)</li><li>製品</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><li>一級</li><l< td=""></l<></ul>
大明 正四 五	•		で収繭・収繭・収繭・円が産表の一六 円が上が 一六 円が上が 一六 円が	公 知 知 知 知 知 数 地 地 知 世 数 地 地 大 一 数 地 も り も り も り も り も り も り も り も り も り も	表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(2場割印) 場別印 第二付 選二付 選二付 選二付 選二付 選二付 選二付 選二付 選
大明 正二 二 五 ~	· 三·一一		で 物産表 影綱宛、 一六 明治一五~	型 一 一 一 一 一 一 数 地 地 一 一 数 地 一 一 一 一 一 一 一	表: 也 公苑、民 6り福嶋 明治一五	(V場割印) 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個

	211	210	209	1	208		207		206	205
大量) 大量) 大量) 大量)	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	丈量) が田平内宛、開墾ニ付地盤 が田平内宛、開墾ニ付地盤 の郎外二名より福島縣知事 (伊達郡貝田村惣代人大沼孫野取繪圖帳	(伊達郡貝田村) 残地調野取圖	田村ノ地所) 木秀明宛、岩代国伊達郡貝	(貝田村願惣代大沼孫十郎外道敷潰地ニ付地券書換願	ニ付地盤丈量) ニ付地盤丈量)	心七より福島縣令	土地	(「三拾五号」朱筆、断簡)村家並	留)(夜警・籠堂建築外従事者書家並人夫覺
	(明治一九 (明治一九	(明治一九	九明治二〇・		一明治二〇・	-	九・三〇・		(近代)	昭和六~九
	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪中 判帳型		竪 中 判 帳 型	!	竪 中 判 帳 型		— 紙	竪小 判
	原本	原本	原本		控		原本		原本	原本
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u>一</u> 冊		<u></u> ₩		通	<u> </u>
218	217		216	215		214		213		212
り大河原区裁判所白石出張(家督相続登記申請書	有地)(桑折税務署、大沼孫十郎所土地臺帳謄本	付登記申請・保証書) 一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	(尹達郡大大戸村大戸月日申〔不動産登記綴〕	所有地)(税務属會澤達、大沼孫十郎土地臺帳謄本	畦畔廃除二付地盤丈量)より福島縣知事折田平内宛、	(也已忽弋人左秦忠力十一分野取繪圖帳	丈量) 折田平内宛、開墾ニ付地盤 四良夕ニ名より宿島県知事	#   \	3	行出されて、見をこけれまで、伊達郡貝田村惣代人大沼孫野取繪圖帳
九明 光四四 .	八 . 二三 .	Ξ	明治三八・	明治三二・	<u>-</u>	(明治一九		(明治一九		~二一) ~二一) 九
竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	更	E 判 長型	竪 中 判 帳 型	馬	E 中 判 長型		竪中判帳型		竪 中 判 帳 型
原本	原本		原本	原本		原本		原本		原本
<u> </u>	綴		綴	綴		<u>一</u> 冊		<u> </u>		<u> </u>

戸村 一 紙 原本			戸吉 村外	一名より地主宛、大木戸村(大木戸村小作及画部松吉外小作證書	233	綴	下書	横 大 帳 型	明治期	〔貝田村田畑地價反別帳〕	226
季借受) では、 一、	が別様の別別である。	が別様の別別である。				<u></u> ₩	下書	竪中帳型	明治期	字前田・字下郷外)(大木戸村大字貝田字柳町・[反別集計]	225
(にてすけいを、に召享召び、十二)・ 一 紙 原本小作證書 明治二五・ 一 紙 原本戸村内地所三ヶ年季借受)	借受)	借受)	(にですけ、F、に召享日路が作證書) 戸村内地所三ヶ年季借受)	al.	232					十三番」朱筆) 百枚大澤・字枚ノ内外、「八 地價・持主、字鍛冶畑・字	
り地主大沼孫十郎宛、大木(大木戸村小作人吉田源六よ 一・一〇 紙 原本小作證書	大大大大	大大大大	り地主大沼孫十郎宛、大木(大木戸村小作人吉田源六よが作證書	ıl.	231	<u>一</u> 册	原本	竪 中 判 型	明治期	(地番・地目・等級・枚数・改正田畑調慄	224
年季借	年十季年	年十季年	受)では、対対の地所三ヶ年季借			<u></u>	原本	竪 中 判 帳 型	明治期	畑中外)(貝田村字柿場・字向沢・字〔改正田畑調慄〕	223
(大木戸村小作人斎藤文六外 四・五 (大木戸村小作人斎藤文六外 四・五 東畑小作証 明治二四・ 一 紙 原本	学 下 子 子 外	学 下 子 子 外	(大木戸村小作人斎藤文六外桑畑小作証		230	通	原本	一紙	明治期	(六頁目) 〔野取絵図帳落丁〕	222
小作・借地	小作・借地	小作・借地	小作・借地			-	- - - -	竪巾	E V	竹根・字荒井・字松村)中町・字大シ・字道下・字(貝田村字石畑・字熊坂・字	2
り留島區跋判所桑折出張祈(家督相続人大沼正外二名よ 九・三〇  竪 帳  抵当権家督相續登記申請    大正元・   中判型 原本	ガ出張所 グニ名よ 九・三〇 大正元・	出名よ	り留島區跋判所桑折出張所(家督相続人大沼正外二名よ抵当権家督相續登記申請		229	<u></u> ₩	下書	中 判 型	明 台 朝	「野収絵図帳」・字相ノ峯・字林)	21
者名) 者名) 竪 帆 下右地・地種・地目・所有	地種・地目・所有	地種・地目・	地種・地目・			<u></u>	原本	竪 中 判 帳型	明治期	(貝田村字石亰・字平太郎尺〔野取絵図帳〕	220
ĺ	明治期	Î Î	ĺ		228				一 三 四	り大河原区裁判所宛)(家督相続人大沼正外二名よ	2
外、図面付) 株 帳(字石畑・字熊坂・字中ノ町 株 帳	・字中ノ町					<u>一</u> 冊	原本	中判	明治四五	所有権移轉登記申請書	219
	明治期				227					所宛)	

239		238		237		236		235	234	
///		,		Lere					小	
一名より大沼孫十郎宛、大(借地人大木戸村松浦太平外地証書	借受) 一個を担当を生物を表する。 一個の主義を表する。 一個の主義を表する。 一個の主義を表する。 一個の主義を表する。 一個の主義を表する。 一個の主義を表する。 一個の主義を表する。 一個の主義を表する。	「大字貝田小作差出人大沼孫作証	年季借受)年季借受)	トームに ) 也とて召系上阝(大木戸村小作人渋谷安之助小作証	受)	(大木戸村小作人髙橋金蔵外作證書	受)	スステナリカデニーである。(大木戸村小作人佐藤私助名作證書	季借受) (大木戸村内地所三ヶ年 宛、大木戸村小作人佐藤友五郎外一名より地主大沼孫十郎外一名より地主大沼孫十郎 外一名より地主大沼孫十郎 一番 世 一番	内地所三ヶ年季借受)
旧明四治		旧明四治		一明二治		九明 ・一五 五八		五明・治	二明治二五	
旧四・一五		旧四 明治三二·		一明 二·五 五·		五八		「処、五・円 田治二六・	三五	
_				_		_		_	_	
紙		紙		紙		紙		紙	紙	
原本		原本		原本		原本		原本	原本	
通		通		通		通		通	通	
246	245		244		243		242	241	240	
(伊達郡大木戸村小作人大沼小作證書) 日和三郎ケー名より)	(伊達郡大木戸村小作人中小作證書	歩三ヶ年季借受) 十郎宛、大木戸村内畑壱反外一名より同村地主大沼孫	(大木戸村小作人佐藤升治郎桑畑小作証書	ケ年季借受) ケ年季借受)	外一名は ) 大トラ 寸大召系(大木戸村小作人渋谷今朝次田地小作證書	内麦畑三ヶ年季借受) り大沼孫十郎宛、大木戸村	(スステオン) 下人立義な 言く畑地小作証	内田地三ヶ年季借受)り大沼孫十郎宛、大木戸村(大木戸村小作人佐藤深吉よ田地小作證書	内畑地三ヶ年季借受)り大沼孫十郎宛、大木戸村(大木戸村小作人松田松蔵よ小作証書	木戸村内宅地拾ヶ年季借受)
一明治四二 ·	四 的 一 七 ·		八明治四○・		一・二 明治三八・	•	明治三七・	四・二五五・	一○·二五 五	
_	_		_		_		_	_	_	
紙	紙		紙		紙		紙	紙	紙	
原本	原本		原本		原本		原本	原本	原本	
通通	一通		通		通		通	一通	一通	

253	252	2	251	250		249	24	8 247	
(大木戸村小作人髙橋林兵ヱ田地小作証書	大木戸村内田地借受)、大木戸村内田地借受)、大木戸村小作人菊池久太郎田地小作証書	受) おり大沼退三宛、桑畑借 一世の でんしょう でんしょう でんしょう いんしょう いんしょう はいい でんしょう いんしょう かいいん はいいい かいいい しょう		治郎より地主大沼退三宛)(刈田郡越河村小作人古山弥田地小作証書	敷及桑畑借受) 敷及桑畑借受) という (伊達郡大木戸村佐藤半次郎		敷及畑借受) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	は は は で は で さ は り 大 沼 孫 十 郎 宛 、畑 は 一 で さ り 大 沼 孫 十 郎 の た は り た れ り た り た り た り た り た り と り と り り り り り り	十郎宛、畑借受) 初吉外一名より地主大沼孫
· 大 一 四 · 一	· 大 一 〇 二 · 一		明治四五・	二明治四五・四五・		明治四四・	一 明 · 治 二 四 ○ 四	五明 ・治 ・治 ・治 ・治 ・治 ・四 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
_	_		_	_		_	_		
紙	紙		紙	紙		紙	組	紙	
原本	原本		原本	原本		原本	原 本	原本	
通	通		通	通		通	— 通	· 一 i 通	
260	259	258	257		256	5	255	254	
<ul><li>(伊達郡貝田村地主総代佐藤畦畔廃除ニ付納租願</li></ul>	(業種·等級) 名寄帳] [明治十三年度諸営業納税金額	・什長宛) (第四区會所より貝田村用係明治七年貢米金納割合	(貝田村名主孫作、綴じ外れ)當巳御年貢米永割賦持高帳	租税	借受)(大木戸村内田地一名より、大木戸村借地人遠藤文藏外地所小作証書)	者貸渡人大沼四平外二名宛)	り同村大字貝田共有地代表借受人遠藤慶次郎外二名よ(大木戸村大字光明寺代表者道路敷地貸借契約証	兼小作米五俵納入日延) 事上ノ都合ニ依リ御納メ致 主大木戸村荥池久太郎より地 (大木戸村菊池久太郎より地日延証書	内田地借受) 内田地借受)
明治一八	明治一三	一二・二四 明治七・ 四	一明一治二.		· 大 二正八 · 一		・二四 ・二 四 ・ 九	· 大 一正 一四 一	
竪中 判帳型	竪 中 判 帳 型	横 大 判 帳 型	横大 判 帳型		— 紙		竪 中    帳型	— 紙	
原本	原本	原本	原本		原本		原本	原本	
<u> </u>	<u></u> ⊞	<u></u>	<u></u> ₩		— 通		<u></u>	通	

I								
267	266	265	264		263	262	261	
(大木戸村農會より貝田岡田	資力割) (住民税・區費平等割・區費 區費徴収簿 昭和二十年度大木戸村大字貝田	じ米 外金 れ納	(伊達郡貝田村)開墾地季明税納願	縣令赤司欽一宛)長成沢英和外二名より福島長成沢英和外二名より福島個・一個村戸	後〕 開墾地税納願・野取繪   別分型 打上   下多	り福島縣知事折田平内宛)(惣代人大沼孫四郎外二名よ無願開墾地税納之義ニ付願	折田平内宛) お助外一名より福島縣知事(伊達郡貝田村地主総代佐藤畦畔廃除ニ付納租願	折田平内宛) 忠助外一名より福島縣知事
五昭・和	昭 和	(明治期)	明治		- 明 `治	明治一八	明治一	
- 和 - 二 - 二 - 二 - 二 - · .	和二〇	期	明治一九	=	- 明治一九・ - 九・	八	八	
— 紙	竪 中 判 帳 型	横大 判 帳型	竪中 判帳型	竪	圣中 判 長型	竪 中 判 帳型	竪 中 判 帳 型	
原 本	下書	原本	控		原本	原本	原本	
通通	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		一綴	<u> </u>	<u></u>	
274	273	:	272	271	270	269	268	
274 農地交換分合の農業經営調査集 (大木戸村農業委員会、家族数・経営様式・農家の希望・所有地外調査)	計算和二十二 業基帳 報報	ボコヨニナン(大木戸村貝田佐藤武雄より	〔米取入不調ニ付調制	(各班刊) 組合印) 利田部落水田耕作面積	全己重、マスゴナ農等為引 (佐藤より鈴木誠一宛、集荷 70 貝田馬鈴薯未完納者調	269 [水田果樹桑畑外作付面積集計	268 (福島縣知事荒木義夫より松 員選任之件) 員選任之件)	キ大型噴霧器ノ試射通知)忠治郎宛、農會ニ備付スベ
(大変 ・数本 ・ が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	(雑穀甘藷馬鈴薯収量) 昭和二十四年産主要食糧個人昭和二十四年産主要食糧個人	ジュヨニナン のと田字林の地所冷水掛りのと貝田部落長鈴木誠一宛、貝(大木戸村貝田佐藤武雄より	[米取入不調ニ付調制願] 昭	(各班利) 租合印) 組合印) 超合印) 日田部落水田耕作面積記入 昭	らい こう	帳] [水田果樹桑畑外作付]	田和平宛) (福島縣知事荒木義 (福島縣知事荒木義	型噴霧器ノ試射诵郎宛、農會ニ備付
(大木戸村農業委員会、家族 三 数・経営様式・農家の希望 ・所有地外調査)	(雑穀甘藷馬鈴薯収量) 昭和二十四年産主要食糧個人別 昭和二日二年)	ジュヨニナン 田字林の地所冷水掛りのヒ 日田部落長鈴木誠一宛、貝 (大木戸村貝田佐藤武雄より 九	[米取入不調ニ付調制願] 昭	(各班刊) 具田部落水田耕作面積記入 昭 組合印)	ミ己真、ママゴナ&等為引(佐藤より鈴木誠一宛、集荷 一貝田馬鈴薯未完納者調 昭	帳〕	田和平宛) (福島縣知事荒木義夫より松(福島縣知事荒木義夫より松五・員選任之件) 五・日達郡大木戸村農地委員會委 昭和	型噴霧器ノ試射诵郎宛、農會ニ備付
・所有地外調査) ・所有地外調査) ・所有地外調査) ・所有地外調査) ・所有地外調査)	(雑穀甘藷馬鈴薯収量) 横部和二十四年産主要食糧個人別 昭和二四 中下日二年)	ジュヨニナン 田字林の地所冷水掛りのヒ 日田部落長鈴木誠一宛、貝 (大木戸村貝田佐藤武雄より 九	〔米取入不調ニ付調制願〕 昭和二四· 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	(各班別)	ミ己頁、スポオ製き多引(佐藤より鈴木誠一宛、集荷 一一・一八月田馬鈴薯未完納者調 昭和二三・ 一	帳〕 七・一〇 竪〔水田果樹桑畑外作付面積集計 昭和二二・ 中	田和平宛) (福島縣知事荒木義夫より松(福島縣知事荒木義夫より松五・二一員選任之件) 五・二一 で 一種 の	型噴霧器ノ試射诵郎宛、農會ニ備付

281	280	279	278	3 277	276	275
(貝田農事実行組合) 大正十四年度事業計画書及予算	太陽液代受領) 長佐藤忠兵衛宛、噴霧器・長佐藤忠兵衛宛、噴霧器・長佐藤忠兵衛宛、噴霧器・	(貝田農事実行組合) (貝田農事実行組合)	(貝田農事実行組合) 塩鮭共同買入記	農事実組合決算書大正十三年度大木戸村大字貝田	貝田農事實行組合、貮等賞) (福島縣伊達郡農會長正六位賞状 寛子賞書) では、「東六等上田實より大木戸村東、一大大戸村のでは、「大大戸村」では、「大大学」では、「大大学」では、「大大学」では、「大大学」では、「大大学」では、「大大学」では、「大大学学書)を、「大大学学書)を、「大大学学書)を、「大大学学者」という。	実行組合規約・大正十三年で組合設置ノ件申請・農事で組合規約書で、農事実に関係をより伊達組合規約書の機事実が、農事実が組合規約書の場合規約書の場合規約書の場合規約書の場合規約書の場合規約書の場合規約書の場合規約書の場合規約書の場合は、
大正一四	一大 二 . 一 四 四 ·	二大正一四	一大 ・正 一 七四 ・	大正一三	一大 二正 七三 七:	五大 正 二 三 ·
竪 中 判 帳 型	— 紙	竪 中 判 帳 型	竪 中	— 紙	紙	竪 中 判 帳 型
原本	原本	原本	原本	下書	原 本	控
<u>一</u> 冊	一通	<u> </u>	一 冊	通	一通	<u></u> ₩
288	287	286	285	284	283	
(農事実行組合事業成績報告資料)	A /V	り貝田実行組合長宛)(大木戸村農会長半澤殷保よ軍用干草供出ニ関スル件	(貝田農事実行組合)昭和四年度事業計画書及予算書	(貝田農事実行組合)昭和参年度事業計画書及予算書	昭和参年度大木戸村大字貝田農昭和参年度大木戸村貝田農事実行組合事実行組合事実行組合事実が、米麦採種圃成績調會長苑、米麦採種圃成績調會長苑、米麦採種圃成績調	昭和弐年度大木戸村大字貝田農事實行組合事業成績報告長佐藤忠兵衛より伊達郡農長佐藤忠兵衛より伊達郡農長佐藤忠兵衛より伊達郡農会長宛、稲作試験・米麦採会長宛、稲作試験・米麦採会長宛、稲作試験・米麦採会長が、
(昭和初期)	六昭和二一・	九昭和一八・	昭 和 四	昭和三	昭 和 三 二	昭 和 三 ·
竪 中 判 帳 型	— 紙	— 紙	判	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型
原本	原本	原本	写本	写本	原本	原本
 ₩	一通	通	<u></u> ∰	<u></u> ∰	— ₩	<u> </u>

295	294		293		292	:	291	290	
(品種·数量·組合員氏名外、 (品種·数量·組合員氏名外、 費事実行組合事業成績報告	事業成績報告資料) 「紫雲英生産、農事実行組合稲田休閑地ノ利用成績	事実行組合事業成績報告資 事実行組合事業成績報告資 産總量及飯米分分配表、農	(日当人高喬恵丘耶、圣孝上米採種圃成績調	料)	(担当人髙橋徳五郎、経費生米麦採種圃成績調	績報告資料) (紫雲英及ザートウヰツケン	緑肥作栽培成績表	事業成績報告資料)(紫雲英生産、農事実行組合緑肥作栽培成績表	資料) 資料 (農事実行組合事業成績報告 推肥蚕渣木灰土肥生産表
(昭和初期)	(昭和初期)		(昭和初期)		(昭和初期)		(昭和初期)	(昭和初期)	(昭和初期)
_			_		_		_	_	
紙	紙		紙		紙		紙	紙	紙
原本	原本		原本		原 本		原本	原本	原本
通	通		通		一通		一 通	通	通
301	30	00		299	298			297	296
大沼孫十郎外一名宛)(福島大林區署長林務官林駒(福島大林區署長林務官林駒町)	宛) 整件 整件 影	长光 弗 丁 邓		良区定款・規約・地區名昭和二十八年度大木戸村土地改	) 河備審査申 章		事実行組合事業) 料奨励・試験田ノ設置外農		資料)(農事実行組合事業成績報告置成績表
六明 ・二五 ・	六月 ・ デ 八 三	月台三江・		昭和二八	三昭和二七・			(昭和初期)	(昭和初期)
<u> </u>	_	_		竪中 判帳型	竪 中 判 帳 型			_	竪 中 判 帳 型
紙		氏						紙	
原本	<u> </u>	京大		刊 本	原本			板 本	原本
一 通	- ji	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			通	<u></u>

	307		306	305	304		303	302
点撰セサルの	用掛所出頭一件・扶桑社加(貝田村惣代事務所、髙城村〔扶桑社及揚返シ製糸関係綴〕	製糸業・扶桑社野拂下料金出金二付)	司寸大召系十平包、園育京代人佐藤豊之助外六名より(伊達郡大木戸村念書差出惣念書	郎外一名より、後欠)(大木戸村願人惣代大沼孫十為葉柴払下願〕	(大木戸村惣代大沼孫十郎外 (木戸村惣代大沼孫十郎外 (秣及肥料利用之為葉柴払下願)	号」の文書番号付、後欠) 供給不足之為、「第二四七 は合うとは、「第二四七	人忽弋大召系上『卜一名、(伊達郡大木戸村大字貝田願生草御払下願	柴秣払下ニ付請書)(大木戸村願惣代人大沼孫十郎より湯野小林区署長学林郎より湯野小林区署長学林請書
	一〜五 円治一八・		一 明治四 一・	四明治三六・	四・一〇		明治三六・	六·二七 二七·
	竪 中 判 帳型		竪 中 判 帳 型	— 紙	— 紙		竪 中 判 帳型	竪 中 判 帳 型
	原本		原本	原本	控		原本	原本
	一綴		<u> </u>	通	通		<u> </u>	綴
3	314	313	312	2 311		310	309	308
少致荷造り差支候ニ付御持田村生糸揚返場宛、製糸減低高縣扶桑社より伊達郡貝	〔葉書〕 之事)	造り差支候ニ付至急御持参糸揚返場宛、製糸減少致荷(扶桑社より伊達郡貝田村生〔葉書〕	荷高送り被成候様電信廣告)田村生絲揚返し場宛、製糸(福島町扶桑社より伊達郡貝〔葉書〕	本社宛、生産糸量報告) (福島縣扶桑社貝田組外より	優等証外)報告・糸質善良につき特別報告・糸質善良につき特別をおります。	第二四、八十十十八十十八十十八十十八十十八十十十八十十十十十十十十十十十十十十十十	·揚返所入費引替) (貝田組取締、器械費·雑費 扶桑社入費	売組調理之事) 村惣代人議員宛、揚返器械 村惣代人議員宛、揚返器械 (大木戸村兒島高家より貝田 生糸揚返器械請負証書
九二〇	明治一八・	九・七 七 八・	八明治一八.	七明治一八・		七明治一八・	三明治一八・	二 明 - 一 八 ·
	葉書	葉書	葉書	竪 中 判 帳型		竪中 判帳型	横 小	竪 中 判 帳 型
	原本	原本	原本			原本	原本	原本
	一 通	一通	一通	<u> </u>		— 綴	<u></u>	一級

600	222	601	600		010			010		01-		01.0	0.5		$\neg$
323	322	321	320		319			318		317		316	315		
(販売店藤田町各呉服店、放至急回覧	大沼孫重郎宛、金五円請取)(ふじ田樋口宇造外一名より証	(藤田村、糸・松代外)〔受領証綴〕	(昆布・麻・針金外)	縣出張所宛)	î Î	商業	揚返所宛)		級・純益金外)	(可引引的) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京	う消・舎糸	(昜亙月日・光閏・育及・工揚返及審査帳	(大木戸村貝田村) 伊達郡蚕絲業組合人名簿	<b>事</b> )	
昭和期	一明治二○・	明治一八	七・吉日・八・		明治七・七			明治期		明治期	-1 <i>J</i> :	出明 明治 期・	二三 明治二二~		
紙	横小 戦型	横中 判帳型	横小 判 帳型		一紙			封一 纸紙	馬	E 中 判	ţ	竖中 判 長型	竪中判帳型		
刊 本	原本	原本	原本		控			原本		原本		原本	原本		
通	綴	綴	冊		通			通		<u></u>		冊	<u></u>		
329	9	328		327			326				325	32	24		
(貝田村副戸長松田次良作)當村金子借用奥印帳	門奥印)	名とよ	内済ニ金弐拾両請取手形)大沼孫十郎宛、貸金并質物	見(二予が十口二両月こ)月日	借用)	金子孫重郎宛、御年貢御上金子孫重郎宛、御年貢御上	(金子昔用人尓万朴二名よ)金子借用申證文之事	借用証	金融	給化研究ノ為)	(馬事研究所ニペテ馬同科自乾燥蚕糞残桑買上ニ関スル件	(総則・組織・職務ノ権限)伊達養狙組合會則	畜産・飼	入荷	
・吉日 八		一明 二四·	_	(明治四)・			明治二・三				(昭和期)	印和其			
横 大		_		_			_				_	_	_		
		紙		紙			紙				紙	紐			
原本		原本		原本			原本				刊本	刊 本			
_ 冊		通		通			通				通	通	<u> </u>		

,							
	336	335	334	333	332	331	330
	(大木戸村拝借人佐藤松吉外差出一札之事	預) (刈田郡白石本郷桐譲吉より大沼孫十郎宛、大河原裁判大沼孫十郎宛、大河原裁判所出願中金五拾円貸付証券	宛、金五圓借用) (川井久五郎より大沼孫十郎預り證	借用) 巻支金拾壱円八拾五銭五沼孫十郎宛、諸税上納金用人佐藤梁雲外一名より証書	拾壱圓廿銭借用)り貝田村大沼孫十郎宛、金(高城村預り人八島忠三郎よ証	、要用金差支金拾円借用)名より貝田村大沼孫重郎半田村借用人巻野亀次外用証	用、什長岡田主兵ヱ奥印) 税上納金差支金貮拾四円借 ・大沼孫十郎外一名宛、租 ・住藤梁雲外二名より当村金 佐藤梁雲外二名より当村金 ・長田村最禅寺住職金借用人 金借用証書
	五・九	四明治二二・	一明治二一・	八明 治 二 ·	七・一八・	一明 : 九 五 :	一明治一一
	_	_			_		_
	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙
	原本	原本	原本	原本	原本	原本	原本
	通	通	通	通	通	通	通
		341	340	339			37
	· 说 多其/	返済延期) を策中ニ付金五円七拾五銭 外一名より大沼孫十郎宛、 外一名より大沼孫十郎宛、 は大木戸村借用人佐藤太利吉 借用金延期証	用)  「大木戸村借用人佐藤太利吉代木戸村借用人佐藤太利吉会延期証	円借用)の大沼の大大河で、大木戸村金借用人大沼の大田がの、要々金差支金拾三十郎宛、要々金差支金拾三十郎宛、までは、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、	用)ので、要々金差支金拾貮円借が一名より金主大沼孫十郎の大石がのできた。	金員借用証 (大枝村預り人佐藤徳太郎よ 金三拾円借用)	金員預り証証印願候ニ付一札)証印願候ニ付一札)で米拝借仕ニ於テ貴殿へ保で米戸村半澤半三郎ヨリ夫大木戸村半澤半三郎ヨリ夫
		一明 二·二五 二二二	九 明 治二五 ·	五 明治 九 四·	五 · 九	明 一	明 治 三 三 ·
		_	_	_			
		紙	紙	紙			紙
		原本	原本	原本		原本	原 本
		本	4	4		4	7

34'		346	345		344	343	342
金員借用証	(大木戸村借用人村上蓑吉よ ・ 大沼孫十郎宛、要用金二 ・ 差支金拾円借用)	金借用証書  金借用証書  金問証書  金問記書  金問記書  金問記書	※・なら、 ※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二付無利子五ヶ年済ニ相成)借用罷在候処身代向不如意	7孫十郎宛、	四拾九圓借用)四拾九圓借用)の拾九圓借用)を子間が一名より大木戸大沼之助外一名より大木戸大沼は甲具郡耕野村借用人谷津宗金子借用証	円五拾銭借用) 円五拾銭借用(大木戸村借用人阿部松吉よ金借用証
一 明 ○ · 二 二 四 ·	二 二 七	明治二九・	一二・二四 円治二八・		一〇・二二	三・九九七・	二・三明治二七・
_			_		_		_
紙		紙	紙		紙	紙	紙
原本	• •	原本	原本		原本	原本	原本
	į :	一 通	通		通	通	通
354	353	352		351	350		348
円借用)の金弐拾のでは、一番では、一番では、一名より大木戸村のでは、一名より大木戸村ので、金弐拾のでは、一番では、一番では、一番では、一名より大松田久のでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	沼孫十郎宛、金弐百円借用)(金借用社大沼友次郎より大金借用証	宛、金五圓借用) 一方より同村債主大沼孫十郎 「大木戸村金員借用人八島松金員借用証	之入費ニ金五円借用)金催促大河原裁判所へ相願り貝田村佐藤源四郎宛、貸の田郡越河村後藤大五郎よ	証	金五円借用)の大沼孫十郎宛、外一名より大沼孫十郎宛、八大本戸村借用人佐藤弁治郎金借用証書	五円五拾銭借用)(大木戸村借用人村上衰吉外金借用証書)	沼孫十郎宛、金拾参円借用)外一名より大木戸村金主大外一名より大木戸村金主大金圓借用証
二・一六一六・一六・	六・三〇	一・二四・二四・	一 九	明治三二・	二旧明治三一.	四・二八 - 八・	二・二〇・
_	_	_		_	_	_	_
紙	紙	紙		紙	紙	紙	紙
原本	原本	原本		原本	原本	原本	原本
_ 通	通	通		一通	一通	通	一通

_							
	361	360	359	358	357	356	355
	金七拾円借用)(大木戸村借用人大沼系十郎宛、一名より同村大沼孫十郎宛、金借用証書	田大沼孫十郎宛)(光明寺毛利清吉より大字貝渡シ被下度御願上候)(金員借用証書在中ニ付御貸シ	金五圓借用) (大木戸村借用人毛利清吉外金員借用証	(大木戸村借用人大島熊之助(大木戸村借用人大島熊之助中の、要用金ニ差支金参中が元、要用金ニ差支金参中が元を100円である。)	金五圓五拾五銭借用) (大木戸村借用人後藤巻之助金借用証書	金参拾円借用証書外綴込)、六外一名より大沼孫十郎宛、六外一名より大沼孫十郎宛、金借用証書	受納ニ付証書) 受納ニ付証書) 受納ニ付証書) というで、 嘆願ニ而資本金八拾円 (大沼友四郎より大沼孫十郎差出一札之事
	ーー・ ー・ ・ 九・	・五・二 (明治三六)	死、五·二 明治三六·	二旧明治三五・	二明 ・一五 五.	一明・一三五・	一明 二·三 五 ·
	_	封一		_	_	竪 中 判 帳 型	_
	紙	紙紙	紙	紙	紙		紙
	原本	原本	原本	原本	原本	原本	原本
	通	通	通	通	通	綴	通
	36				364	363	362
	借受証書訴訟ニ而要用ニ付け大沼孫十郎宛、金八百円り大沼孫十郎宛、金八百円の大沼孫十郎宛、金八百円の大沼孫十郎宛、金八百円の大沼孫十郎を	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	沼孫十郎宛、金八拾円借用)次郎外一名より大木戸村大次郎外一名より大木戸村大次郎外一名より大木戸村大倉長市	(大木戸村借用人大島熊之助 より同村金主大沼孫十郎宛、 より同村金主大沼孫十郎宛、 金世用証書	金五拾壹円借用) (大木戸村借用人高橋吉五郎(大木戸村借用人高橋吉五郎金借用証書)	金拾弐円五拾銭借用)の人名より大沼孫十郎宛、外一名より大沼孫十郎宛、外一名より大沼孫十郎宛、金借用証書	金拾円七拾五銭借用)金拾円七拾五銭借用記書
	五 明 ・二 元 九 ・	三明治三八十二二八十二二八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	三明治二八		一 明治三七·	一 明治三七·	一明治三七・
	_		_		_	_	_
	紐	紙	紐	紙	紙	紙	紙
	原 本	原本	原 本	原本	原本	原本	原本
		· 一 i 通	— 通	· 一 i 通	一通	一通	一通

374	373	372	371	370	369
全	証				証
金代円借用)金借用証書金代円借用)	ニ而要用ニ付一時借用)当トシテ差入置候証書訴訟当トシテ差入置候証書訴訟作蔵より大沼孫十郎宛、抵作蔵より大沼孫十郎宛、抵	孫十郎宛、金五圓借用) (大木戸村金員借用社会員借用証金員借用証金員借用人佐藤直会員借用)	用) 金参拾円借 (伊達郡大木戸村借用人谷津 (伊達郡大木戸村借用人谷津 ) 大木戸村 (	円借用) (刈田郡越河村金員借用人大畑源吉外一名より伊達郡大畑源吉外一名より伊達郡大畑原吉外一名より伊達郡大本戸村大沼孫十郎宛、金拾金員借用証書	用ニ付借用)(信夫郡清水村借用人佐藤三(信夫郡清水村借用人佐藤三書
1	二明	二旧明三一治	九明	一明二治	
一明治四〇· 八·	二・一の・	二日明治三九・	九明治三九 · 二三九 ·	一二·二九 九	五・三十・三一・
_	_	_	_	_	_
紙	紙	紙	紙	紙	紙
原本	原本	原本	原本	原本	原本
通	通	通	通	通	通
381	380	379	378		76 375
即宛、金七円五拾銭借用) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(メ 日君 表 注 、	(付) 対対 対対 対対 対対 が対対 が対対 が対対 が対対 が対対 が対対 が対	(作うました) (作うましたけん) (作うました) 津源次郎外一名より同村金主大沼孫十郎宛、金拾円借主大沼孫十郎宛、金拾円借金員借用証	(大本戸村舎門人造谷熊太郎(大木戸村借用人造谷熊太郎人)の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	桑弋金昔用正書 (大木戸村金員借用人佐藤直 (大木戸村金員借用人佐藤直金員借用証
一明 二〇 ・	一明 二 二 一 二 一 二 一 二 八	日明 二治 · 四 「二 ・	一明   1   1   1   1   1   1   1   1   1	日明 六明 七治 ・デ ・ 六 デ ・ 九 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	明 一明
_		_	<b></b>		
紙	紙	紙	紙		紙 紙
原本	原本	原本	原本	原本	原本本
通通	通	通	通	一 通 i	

	388	387	386		385		384	383	382
円借名よりま	トーインので引き出する。会(大木戸村借用人佐藤半次郎金員借用証	四円借用)金次郎より大沼退三宛、金金次郎より大沼退三宛、金金円借用証書	宛、金拾参円借用) 宛、金拾参円借用) 宛、金拾参円借用人谷津金子借用証書	宛、金貮拾五円借用)	デトーない) 会三大型表記 (大木戸村金員借用人木村慶金員借用証	金壹百圓借用)	《刈田郡越河村負債主佐藤清金子借用證	金七円借用) (刈田郡越河村借用人大畑源金子借用証	宛、金四拾円借用) 半次郎外一名より大沼退三 半次郎外一名より大沼退三 年賦債還金員借用証
	· 一〇 一〇 九	二・五 五 五 .	一 明 ・ 治 四 五 ・		明治四四・		一明 ○・四四 ・	四・六	一明 二四 一 ·
	_		_		_		_	_	
	紙	紙	紙		紙		紙	紙	紙
	原本	原本	原本		原本		原本	原本	原本
	通	通	通		通		通	通	通
396	3	95	394	393		392	391	390	389
(大木戸村借用人大島半五郎金円借用証	藏宛、金拾壱円五拾銭借用)名より大木戸村債主大沼退名より大木戸村債主大沼退行また。	10 サ大沼退三宛、金で用人佐藤件み則	金具借用証書金具借用証書の、金五円借用)	(大木戸村借用人大嶌半五郎金円借用証	金六円借用)金六円借用)金六円借用)		〔金円借用証綴〕	拾円借用) か同村金主大沼退三宛、金(大木戸村借用人星野ソノよ金子借用証	用) (大木戸村佐藤半次郎外一名借用証書)
· 六正七·七	四月	大 — 二 二	· 大 正 四 ·	・二二 大正四・八	Ξ	大正四・二	一大 〇 正 三 〜	・一七	· 大四二·六
1 七	_	五 · · 四	· · · )	一三、八		· :	5	〕 <u>;</u> 九	· 六
_	_		_	_		_	竪中	_	_
紙	ń	紙	紙	紙		紙	竪中判帳型	紙	紙
原本	J.	原本	原本	原本		原本	原本	原本	原本
通	- ,	一 通	一 通	一通		通	一綴	一通	一通

402	401	400		398		
四名より西大窪村平七郎宛、四名より西大窪村平七郎宛、差出申扣之事	召然 F型で 質地ニ而金拾両借用、 御年貢御上納金差支 名より當村金主孫重 質地相渡借用人源四 相渡申證文之事	質地 (刈田郡越河村借用人佐藤清 日延証	返金日延)というでは、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人	金拾円借用) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所圓借用) 「名より髙橋ヨテ宛、金貮(大木戸村連借人大沼退三外連帯金円借用証書	要用金差支金拾円借用)外一名より金主大沼イシ宛、
明 治 四 · 五	一明 二治 三·	九大 · 正 四一 ·	一大 二·一〇·	一大 • 正 • • • • • •	一大 一正 · 七 八	
_	_	_	_	_	_	
紙	紙	紙	紙	紙	紙	
原本	原本	原本	原本	原本	原本	
通	通	通	通	通	通	
40		405	4	:04	403	
地所書入金作用記 (大木戸村借用人木村甚吉外の大木戸村借用人木村甚吉外ので、大木戸村借用人木村甚吉外のでは、大木戸村は、一名より大木戸村大沼由之のでは、一名は、一名は、一名は、一名は、一名は、一名は、一名は、一名は、一名は、一名	也行序へ会告月E (安積郡日出山村借用人佐藤 (安積郡日出山村借用人佐藤 抵当金五円借用)	大木戸村借用人佐藤太利吉(大木戸村借用人佐藤太利吉大木戸村借用人佐藤太利吉地所書入金借用証	(具田村金借用人佐藤彦作外 ・ 一名より伊達郡高城村金主 一名より伊達郡高城村金主 一名より伊達郡高城村金主 ・ 一名より伊達郡高城村金主	地所書入金借用証 <b>書入・抵当</b>	而金六円借用) 代御上納金差支畑地質地ニ 代御上納金差支畑地質地ニ (質地相渡人鈴木直助外二名 質地相渡申證文之事	御聞済ニ相成候ニ付添書)質地借用金返済差滞月延願
1			1		пп	
— 明 — 淮 — 力	月 一明治二六・	一明治二二八 八 八		明 治 一 六 ·	明治七・一	
— 明 — 治 三 力 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· —	一		治一六・	明治七·一 一	
一 明治 二 力 · 图	. 一	· 一 紙	竪	治一六・ 中判型	· 一 一 紙	
— 明 — 治 三 力 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 一	· -	竪 帳	治一六・	-	

413	412	411			
用ノ擔保トシテ田地差入)の高橋ヨテ宛、金貮阡円借り高橋ヨテ宛、金貮阡円借り高橋ヨテ宛、金貮阡円借り高橋ヨテ宛、金貮阡円借り、一名よりの一名は	書入) 書入) 書入) 書入)	(大木戸村連帯借用人佐藤伴) (大木戸村連帯借用人佐藤伴) でが外一名より金主大沼退 三宛、木造家屋壱棟及庭木 三宛、木造家屋壱棟及庭木 一巻 (大木戸村連帯借用人佐藤伴)	(伊達郡大木戸村借用人大嶋(伊達郡大木戸村借用人大嶋帯五郎外一名より金主大沼半五郎外一名より金主大沼半五郎外一名より金主大沼	代理受取) 代理受取) 代理受取) 代理受取)	) 棟抵当金拾七円三拾銭借大沼孫十郎宛、居宅建物木戸村借用人阿部松吉よ本 産業 による かんしん かんしん おいいん かんしん おいいん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん か
一大 正 二 〇 :	九大 · 三 〇 ·	· 大 一正 四 -	二 旧 明 一 一 治 一 — — · —	四明:	一明 二·二 五 五 五 五
_		_		_	
紙	紙	紙	紙		
原 本	原本	原本	原本	原本	原本
— — — 通	通	通	通	·	通通
	418	417	416	415	414
「賣買拾六号」朱筆、図面村用係斉藤宇次右衛門奥印、村用係斉藤宇次右衛門奥印、貝田村宇沢中・字切内外、貝田のは、日田村賣渡人佐藤嘉七外一	VI. 32 11	(f) 長音子 代音子 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学		(貝田村賣渡人木村長三郎外畑地所賣渡證 四百九十九号」朱筆) 四百九十九号」朱筆) 四百九十九号」朱筆) 四百九十九号」朱筆) 四百九十九号」朱筆)	・ 土地賣買等 (伊達郡貝田村地所賣渡人佐地所賣渡證 ・ 土地賣買等
	·明治一六· 五·七	明 治 一 三 ·	二 明 ・ 一 二 . ・ .	二明治一一・	一明 ○・一 九 ・ 九
	中     竪       判     帳	中 判 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳型	竪 中 判 帳 型
	原本	原本	原本	原本	原 本
	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	<u></u> ₩	<u></u> ⊞

10	4 423	499	491	420		419
42 地		422 建	421 地	420 地		-lab
五円也)  「見田村賣渡人大沼孫四郎外(月田村賣渡人大沼孫四郎外所賣渡証	田村内宅地金四拾円賣渡)一名より大沼孫十郎宛、貝一名より大沼孫十郎宛、貝で見田村賣渡人佐藤孫平次外地賣渡証書	金三拾円也、図面付) ・大外一名より貝田村大沼孫大外一名より貝田村走物賣渡人佐藤孫平(貝田村建物賣渡人佐藤孫平物賣渡証書	貝田村内畑地金拾五円賣渡)外一名より大沼孫十郎宛、(貝田村地所賣渡人佐藤良吉所賣渡証書	貝田村内畑地金八拾円賣渡)次外一名より大沼孫十郎宛、(貝田村地所賣渡人佐藤弥平所賣渡証書	用掛遠藤九兵衛奥印) 藤田村組戸長成沢英和代理藤田村組戸長成沢英和代理 藤田村の畑地金四拾六円賣渡、	ームに)で召送・Bで (貝田村賣渡人鈴木栄太所賣渡証
九 明 · 治 二 元	九 明 · 二 二 · 五 八	九 - 二 五 五 八	四·二六 六	一明二治		一明〇治一
五八五八	五八 五八	二一 五八 ·	二一六七	一 円 二・ 一 九・ 九・		六
竪 中 判 帳 型	竪 中           	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型		竪 中 判 帳 型
原本	原本	原本	原本	原本		原本
— #II	<u> </u>	一 冊	<u> </u>	<u> </u>		<u>一</u> 冊
430	429	428		427	426	425
宛、畑賣渡金弐拾七円也)名より大字貝田大沼孫十郎名より大字貝田大沼孫十郎地所賣渡證	渡) は日村内宅地金弐拾三円賣 日田村内宅地金弐拾三円賣 は日田村賣渡人佐藤ハナ外一 地所賣渡証	拾五円賣渡、図面付) 名より同村金主大沼孫十郎 名より同村金主大沼孫十郎 保田村賣渡人佐藤ハナ外一建物賣渡証書	喜衛奥印) 喜衛奥印(貝田村外十一ヶ村戸長一瀬多田村外十一ヶ村戸長一瀬多田村外十一ヶ村戸長一瀬多、東田村外十一ヶ村戸長一瀬多、東田村外出地金五円賣渡、藤田村賣渡人木村長三郎外	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(具田村地所賣渡人大沼孫吉地所賣渡証書	度) 日田村内畑地金六拾五円賣名より同村大沼孫十郎宛、(貝田村賣渡人鈴木儀吉外一地所賣渡證
九明 - 二八 - 八 - 八 - 八 - 八 八	九・六六・	九明治二〇・	- - - -	- 明治二〇・	一明 二十 五八 五 ·	一 ○ ・ 一 四 ・ 四
竪中	_	竪 中 判 帳 型		— 紙	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型
型 帳型	紙	恢 望				拟土
模型 標型 原本	紙原本	原本		原本	原本	原本

436	4	35	434		433	432		431
(伊達郡藤田村賣渡人高橋キン外一名より大沼孫十郎宛、大木戸村内畑原野金拾五円大水戸村内畑原野金拾五円	(大木戸村賣渡、登記書済証本戸村內田畑原野山林宅地本戸村內田畑原野山林宅地金九拾円賣渡、登記書済証金九拾円賣渡、登記書済証分付)	地所建物賣度証本戸村内宅地金四拾円賣渡)	より司付大召系十郎范、大(大木戸村賣渡人半澤友一郎地所賣渡証書	田村内田地金百八拾円賣渡)大木戸村大沼孫十郎宛、半(伊達郡半田村永井辰蔵より	地所賣渡証書金四拾五円也)金四拾五円也)	(地所賣渡人佐藤彦作外一名地所賣渡證	内畑山林原野金七拾円賣渡)村大沼孫十郎宛、大木戸村藤卯弥太外一名より大木戸	リエニトー・コニー ここう達郡藤田村地所賣渡人佐渡證
ー明治二五・ 一八・ 一八・	ー! 一: 八:	明 台二五 ・	二明治二五・三三・	   	明治二五·	九明 一二四 ・		二・一二・
— 紙	竪具帳	中 判 型	紙	竪帳	中 判 型	竪中 判		竪 中 判
原本	J	原 本	原本		原本	原本		原本
通	- 1	<u> </u>	一通		<u></u>	<u></u> ₩		<u> </u>
443	442	441		440	439	9	438	437
即宛、越河村内田地金四拾 (刈田郡越河賣人大畑金助よ (刈田郡越河賣人大畑金助よ 地所賣渡証 地所賣渡証	八郎より大木戸村大沼孫十八郎より大木戸村内田地原野金四拾圓賣渡)四拾圓賣渡)四拾圓賣渡)	より司忖買受人大沼孫十郎(大木戸村賣渡人岡田喜平次地所賣渡証	返却賣渡) 譲受候大木戸村内田畑宅地 ・外一名より大沼孫十郎宛、	(大木戸村譲受人大沼友次郎	内山林金六円賣渡)り大沼孫十郎宛、大木戸村東次八佐藤彦作よ地所賣渡江	内山林金参円賣渡)	藤彦作	〔地所賣買証書綴〕
一明 ・一三 三 ・	一○·三七·	三・二八・八・		二・一 明治二七・	一明治二六・		一・二三 明治二六・	三二 明治二五~
				竪中判				竪 中 判
紙 原 本	紙原	紙原本		帳型原	紙原本		紙原	原
	本	_		本一	_		本一	本
通	通	通		綴	通		通	綴

450	449		448	447	446		445	444
(伊具郡耕野村谷津宗之助よ証	治四歩金四円賣渡) 徳助より伊達郡大木戸村内畑沼孫十郎宛、大木戸村大徳助より伊達郡大木戸村大上地賣渡証書	大木戸村大字貝田之地所)	第一条 第より同村 大字貝田売	治円賣渡) (大木戸村内田畑原野金六百五木戸村内田畑原野金六百五木戸村南田畑原野金六百五木戸村賣渡人半澤平三郎地所賣渡証	地所売買之事) (大沼孫十郎より谷津憲蔵宛、 証書・証書控	約証) 知、賣渡候山林買戻ニ付定 知、賣渡候山林買戻ニ付定 の、賣渡候山林買戻ニ付定	拾円賣渡)	判所桑斯出脹听宛、〔所有権移轉二付〕
四・一九・九・	一·二七·七·		一二・二七 ・ 二七	三明治三六	一一・二五 五 五 五	一 · 三 五	明治三五·	三八明治三一、
紙	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —		竪 中 判 帳 型	竪 中 帳 型	— 紙		一 紙	竪 中 判 帳型
原本	原本		原本	原本	下書		原本	原本
通	通		<u></u> ⊞	<u> </u>	通		通	綴
456	6 455		454			452	451	
(大字貝田内、駐在所建設二駐在所寄附金名簿	(伊達郡藤田 (伊達郡藤田 大木戸村大字	土木・水利	渡)  「大沼フサ外一名より齊藤與 「大沼フサ外一名より齊藤與	光宛) (伊達郡大木戸村賣人大沼退(伊達郡大木戸村賣人大沼退土地毛上賣渡ニ付契約証	(メトラル) (ストラー) (ストラル) (	那或可寸賣 要出地金五百拾	約人高橋豊太郎外三名より(伊達郡大木戸村土地賣渡契小作米附土地賣渡契約証	山林買戻ニ付定約)り大沼孫十郎宛、賣渡置候
一明治四一.	九明治四一・		一大正 二二 九	一明 ・ 一円 二 ・ ・ 二 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	) - 3	九 明 ・ 一	一〇・七・七・	
竪 甲 帳型	判		紙	竪 中 判 帳型		— 紙	竪 中    帳型	
原本	原本		原本	原本		原本	原本	
 	一級		一 通	<u> </u>		一通	<u></u>	

Γ											
	464			46		462	461 эсл	460	459 லா	458	457
	より福島縣知事折田平内宛、(届人惣代大沼孫十郎外一名道路潰地調	交通	修繕工事材料代外) 之助より区長髙橋徳五郎宛、	(四ツ穴溜池臨時會計佐藤豊四ツ穴溜池臨時會計収支決算書	7、て留也高寺・倉十又 定そ草詩 ツ穴溜池洞木伏七換エ事業)	・ て留む引てたてやに再進し、 (請負人佐藤六之助より大字工事請負証	別賦課) (溜池灌・大堰灌・湧水灌反溜池費賦課徴収簿	(會計係佐藤豊之助)溜井記念碑入費帳	新会計松田久一へ引継)(貝田溜池會計係佐藤豊之助、溜池工事費収支簿	區収支明細·溜池工事決算) 徳一郎外八名、土地改良地(貝田地区工事担当主任齋藤〔諸工事収支書綴〕	(工事員齊藤徳一郎外二名) 報告書 大正参年度太田溜井池工事決算
	一二・二八 ・二八			昭和六七		一昭 一和 · 一 一	昭和三・九	二大正一二・	九大正一七	一大一工工	· 大正八四· 一
	竪 中 判 帳 型			竪中戦型	1	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪中料帳型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型
	原本			原本	Ē Z	原本	原本	原本	原本	原本	原本
	綴			紹	z Z	<u> </u>	<u>一</u> 册	<u> </u>	<u> </u>	网网	<u>一</u> 冊
- 1											
			468			46	67		466	46	5
	所) 対大字貝田字津多久外三ヶ	より佐藤忠兵衛宛、大木戸(桑折警察署長警部大澤幸吉	山野火入許可證	敬言安尔	警察・司法	ル損害代價潰地代價受取) 井鉄太郎宛、鉄道線路ニ係(会計主務官福島縣書記官今	登 下渡之義上申外) 张道線路二係ル建	各二計レミド各毒長又間、 費立木伐採費取調・鉄道線 線路潰地毛ノ上并墓地改葬	<b>豊系工事斤日平内记、失道(惣代人大沼孫十郎外より福〔鉄道線布設関係綴〕</b>	付箋指示書付) 付箋指示書付) は国人惣代大沼孫十郎外一名 はり福島縣知事折田平内宛、より福島縣知事折田平内宛、	付潰地地籍図及丈量帳御届)鉄道線路ノ為メ國道換線ニ
	所) 対大字貝田字津多久外三ヶ	より佐藤忠兵衛宛、大木戸(桑折警察署長警部大澤幸吉	山野火入許可證	<b>徽言</b> 好示	警察・司法	ル損害代價潰地代井鉄太郎宛、鉄道(会計主務官福島縣	等 下渡之義上申外) 下渡之義上申外)	各ニ計レ髪火各毒長又周、 費立木伐採費取調・鉄道線 線路潰地毛ノ上并墓地改葬	\$\$\$\$\$\$\$\$(\$\$)(我道線布設関係綴)	付箋指示書付)付箋指示書付)はり福島縣知事折け潰地御届、伊達の福島縣知事折りるが、	付潰地地籍図及丈量帳御届)鉄道線路ノ為メ國道換線ニ
	所) 対大字貝田字津多久外三ヶ	より佐藤忠兵衛宛、大木戸(桑折警察署長警部大澤幸吉	山野火入許可證	<b>巻言</b>	警察・司法	ル損害代價潰地代價受取)井鉄太郎宛、鉄道線路ニ係供会計主務官福島縣書記官今	(月台月) (月台月) 下渡之義上申外) 新道線路二係ル建物移轉費 (月台月)	各に計り後、各権長又問う。 ひょう ひょう ひょう いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん	<b>豊系工事斤日平内记、失道(惣代人大沼孫十郎外より福〔鉄道線布設関係綴〕</b>	付箋指示書付) 付箋指示書付) は国人惣代大沼孫十郎外一名 はり福島縣知事折田平内宛、より福島縣知事折田平内宛、	付潰地地籍図及丈量帳御届)鉄道線路ノ為メ國道換線ニ
	所)所)お大字貝田字津多久外三ヶ	より佐藤忠兵衛宛、大木戸(桑折警察署長警部大澤幸吉	山野火入許可證 明治四四‧ 一	<b>松</b> 言 宏宗	警察・司法	ル損害代價潰地代價受取)井鉄太郎宛、鉄道線路ニ係(会計主務官福島縣書記官今(	(月台月) コリリン (月台月) コリリン (月台月) コリリン (月台月) (日台月) (日台日) (日白日) (日台日) (日白日) (日台日) (日白日) (日日) (日	各二計レ菱水各構渠又調・ 費立木伐採費取調・鉄道線 線路潰地毛ノ上并墓地改葬	粤系印庫斤日平内で、失道(惣代人大沼孫十郎外より福 二〇〔鉄道線布設関係綴〕 明治一九、	付箋指示書付) 付箋指示書付) 付簿地御届、伊達郡役所の 付潰地御届、伊達郡役所の はり福島縣知事折田平内宛、 より福島縣知事折田平内宛、 明治一九・中	付潰地地籍図及丈量帳御届)鉄道線路ノ為メ國道換線ニ

											٦
	474	473	47			471			470	469	
(メ日君東洋本ノ岬ブ手衛へ係ル貸金壱件出訴之義示談で用力を拾六圓五十銭支払	(川日耶戊可寸入鳥、云香、定約証 - 一二   一	へ射心費小) (出張實費・運動費・弁護士郡費訴願實費調	引事件解決之証書) (伊具郡耕野村谷津宗之助外証	,	縣伊達郡役所割印) 外、貝田村戸長役場・福嶋 外、貝田村戸長役場・福嶋 外、貝田村戸長役場・福嶋 外 東調方原告人不立会ニ付伺 限財産調書・身代限り財産	〔貸金催促之訴訟関係綴〕	貝田字涌水・字津多木)	人住所氏名、大木戸村大字林野火入願・火入願図・番技警察掲手警音殯萠츠ダ	所警察署長警耶爵秦を记、(願人惣代佐藤忠兵衛より桑[火入申請綴]	より佐藤晋次郎外一名宛)(桑折警察署長警部大澤幸吉〔有害鳥雀駆逐空砲許可〕	
	(近代)	(近代)	三明・治一四五二	j j	バ 5 カ	明治一五			大正四・四	・四元・九	
	_	_	_		竪	中				ル 一	
	紙	紙	紐	Ĉ	帳	中判型			竪 中 判 帳 型	紙	
	下書	原本	原本			原本			原本	原本	
	一 通	一通	— 通	į		一綴			一綴	一通	
480		479	478		477		476		475	5	
田部落会長宛) (大木戸村長半沢殷保より貝件)	践要項・収支豫算書) 趣意書・會則・決議文・實	留業報國會結成 対機クニケビ	用貨帛幾「こけ倉卜)(大字貝田勤労班、消防組・大木戸村銃後會勤勞班事業日誌	銃後・配給	TA 委員選挙ノ件)(遠藤勉より松田和平宛、P〔書状〕	走之件、封筒付)	より大沼孫十郎宛、神義会 (北会津郡若松町川井久五郎 [書状]	教育・文化	・白米・大工代外ノ記)・白米・大工代外ノ記)・安産並人足扣帳	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
一昭 一和 ·一八 三·	7 - - - -	九昭 ・二和 五五 ・	一昭三和二、		· 四 (昭和二 五		一二・二九 円二・二九		旧明三治一七.		
— 紙	<u> </u>	娶 中 判 長 型	竪 小 判 帳 型		— 紙		— 紙		横 大 判 帳 型		
1		.t	ाठ		下		原		原		
板本		板 本	原本		書		原本		原本		

]	484	483	482	481
	綿布配給通知の件 に高縣伊達郡大木戸村農業 大田組合より貝田部落長宛、 大田組合より貝田部落長宛、 大田の代 を表現の件	案件につき審議参集通知)、大木戸村食料調整委員会長・大木戸村食料調整委員会長主要食料調制に関する件	種子到着ノ件外、包紙付)・空叭空麻袋受入證・白菜・空叭空麻袋受入證・白菜各種割当配給基礎調査書類	集金之件) 集金之件) 集金之件) 集金之件) 集金之件) 集金之件)
	七昭 ·和 一二 一四	九昭和二三:	昭 和 一 八	一昭 一・一八 - 六・
		•	竪中	六· 一
	紙	紙	長型	紙
	原本	原本	原本	板本
		通	綴	一通
듸				

# 几 小島徳二氏収集文書

内所所 有 容者在

人別改帳九冊、人帳撰之覚二点など、近世文書一七点を収録した。 本松市小沢)名主文書の一部。小沢村は、はじめ会津領、寛永二十容 二本松市在住の郷土史家小島徳二氏収集にかかる安達郡小沢村(二者 小島徳二 人口の郷土史家小島徳二氏収集にかかる安達郡小沢村(二者 二本松市

## 近世文書

#### 藩政

藩と藩政

### 〈藩財政

[切符] 行、加藤直之介、夕(喰溜壹度目付足軽、 勘定奉

1

· | 〇 · 二 〇

紙

· 10 · 1 卯〔安政二〕 紙 原本

枚

2

〔切符〕

行、

加藤直之介、

朝

(喰溜壹度目付足軽、

勘定奉

原本

枚

3 卯

入帳村扣 (安達郡小沢村人別御改帳、 (安達郡小沢村人別御改帳、 ) 時田傳右衛門・丹羽九助 り崎田傳右衛門・丹羽九助 ・青砥孫太夫・梅原新吾・ 上田唱宛、御急用之節若党 上田唱宛、御急用之節若党 小者之覚・覚あり、朱筆書

4 辰人

太より崎田傳右衛門・丹羽清之丞・同村名主大藤與惣沢村組頭吉之右衛門・安田沢川組上田唱御代官所、小会達郡小沢村人別御改帳、(安達郡小沢村人別御改帳、

安政三・三 竪 中判型

控

₩

#### 村と町

#### 人口

(宗門人別改帳)

## 竪 中 判型 控

冊

7	6	5	
申人別村扣 (安達郡小沢村人別御改帳、 法川組戸城傳七郎御代官所、 渋川組戸城傳七郎御代官所、 注後見服部安兵衛より、人 主後見服部安兵衛より、人 主後見服部安兵衛より、人 主後見服部安兵衛より、人 主後見服部安兵衛より、人	(安達郡小沢村人別御改帳、法川組戸城傳七郎御代官所、渋川組戸城傳七郎御代官所、小沢村組頭彦八・安田清之が、一時之覚・御急用之節若党御除之覚・御急用之節若党御除之覚・覚あり、御読合小者之覚・覚あり、御読合小者之覚・覚あり、御読合は、	午人別村扣 (安達郡小沢村人別御改帳、 (安達郡小沢村祖頭宗三郎・安田清 小沢村組頭宗三郎・安田清 より、御急用之節若党小者 より、御急用之節若党小者 より、御意の子で、 大田和で、 大田和で、 大田和で、 大田、 大田、 大田、 大田、 大田、 大田、 大田、 大田、 大田、 大田	れ) 一部では、 一部では、 一部で、 一がで 一がで 一がで 一がで 一がで 一がで 一がで 一がで
安政七・三 中判型 帳	安政六・三 竪 帳		
控	控	控	
	— 冊	<u> </u>	
10	9		8
(安達郡小澤村人別帳) (安達郡小澤村人別御改帳、 ・名主後見服部安兵衛より ・名主後見服部安兵衛より ・名主後見服部安兵衛より ・名主後見服部安兵衛より ・一人別御改帳、 ・一人別ので ・一人別ので ・一人別ので ・一人別ので ・一人別ので ・一人別ので ・一人別ので ・一人別ので ・一人別ので ・一人ので ・一、の ・一 ので の の の の の の の の の の の の の の の の の の	亥人別村扣 (安達郡小沢村人別御改帳、 (安達郡小沢村租頭傳吾・六右 所、小沢村組頭傳吾・六右 所、小沢村組頭傳吾・六右 所、小沢村組頭傳吾・六右 上り、人帳御除之覚・覚・ 用之節若党小者之覚・覚・ 川沢村五人組御改帳あり、 小沢村五人組御改帳あり、 か沢村五人組御改帳あり、	所、小沢村組頭四郎治・善 ・小沢村組頭四郎治・夢 御読合三月十二日、朱筆書 御読合三月十二日、朱筆書 が、八沢村組頭四郎治・夢 が、八沢村組頭四郎治・夢 が、八沢村組頭四郎治・夢	川組中澤仁左衛門達郡小澤村人別御
慶應三二二二	文 久 三 : 三		文 八 三
竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型		竪 中 判 帳 型
控	控		控
1			

15		14	13	12				1		
人頭		覚 . ①	辰二	卯三				. (· <sup>左</sup>	Ē E	
下送 太証		之若	(村役所大槻勘左衛門) 辰二月十四日人帳撰之覚	(村役所大槻勘左衛門)卯二月十五日人帳撰之覚	<u></u>	朱帳覚覚尚篠よ衛筆ある	f 所 沿 月 、 川	た 安 / 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	<b>屋</b>	虫 六 組 小 損 日 御 者
出之主	〈人頭送状〉	外型五星	大日相	大日 4	〈村除〉	青り見御左長行・ き、・急衛兵羽名 ・ カー	小州县	且が下して	il (	大 以之 ( ) 朱 貞
土土屋	状》	型外	勘帳左撰	勘帳		れ読澤之宛・十後	· 利用 ・利用 ・利用 力	学村人	Ę	書り、覚き
弥次		名・	衛之門	衛党門		三五若 人藤 北 市	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [	別別		入御小 れ読澤
(下太田名主土屋弥次右衛門人頭送証文之事		之丞外五名) (若党惣三郎外三名・小者吉				年門・名主後見服部毎年 より丹羽新十郎・上田唱・ では、御急用之節若党小者之 では、御急用之節若党小者之 では、御急用之節若党小者之 では、御急用之節若党小者之 では、御歌と では、御歌と を表表し、 を表表。 を表表。 を表表。 を表表。 を表表。 を表表し、 を表表。 を表。 を	・浅に	P改 比帳		虫損大) 六日、朱筆書き入れ、前欠、 六日、朱筆書き入れ、前欠、 小者之覚・覚・小澤村五人
			r <del>i e</del>	<i>i</i>		日、改之之長・衛	有右官	₹ `	F	欠月人
安政二・三		・三	・一四・二	・一五・二				<b>馬</b> <b>ア</b>	) 第二	
- - =		政二	· :	· ·					•	
封一			_	_						
紙紙		紙	紙	紙				竪甲帳型		
原本		原本	原本	原本				ż	龙工	
		_		_				 IT	<u>_</u>	
通		通	通	通				#	IJ	
						16				
						判金				
						(本山派修験正應院	\rightarrow \right	陸	交通	女房ニ縁付につき)当村又蔵妹ふい貴御村丑松より小沢村名主与惣太宛、
						派 修 <sup>E</sup> 会	(判鑑)	陸上交通		ニ 义小 緑 哉 せ
						映 正 確		旭		州 妹 村 に ふ 名
						院				きの
										村太
										丑宛
										丑 宛 松 、
						· ① 三近				丑宛 松 、
						· 〔近 世 後期				丑 宛 松 、
						・三(近世後期)一				丑 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
						・三 〔近世後期〕一 紙				丑 松 、
						紙				丑松
										<b></b>

# 五 (昭和期、その三)

内所所 有 容者在 在 福島市杉妻町 福島市杉妻町

	三五号 目録あり) 第一二七一一号~第一二七一一号~第一二七 音県綴 官報	第一二七一〇号 目録あり)	一二六八六号~第蔵省印刷局編・福	八五号 目録あり) 第一二六七八号~第一二六七八号~第一二六 1	〜第四五七号 目録あり) 三七号 資料版第四五四号第一二○一四号〜第一二○ 大蔵省印刷局編・福島県綴 官報
	五 昭 和 四 四 ·		四 昭 和 四 四 ·	三 昭 和 四 ·	一 昭 和 四 二
	竪 中 帳型		竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型
	刊本		刊本	刊本	刊 本
	₩		<u> </u>	<u> </u>	₩
9		8	7	6	5
(大蔵省印刷局編・福島県綴官報	目録あり) 三六号 第一二八三七号欠第一二八一四号~第一二八	蔵省印刷局編・福島県	一三号 目録あり) 第一二七八八号~第一二八八号~第一二八百十二八八号~第一二八 大蔵省印刷局編・福島県綴官報	八七号 目録あり) (大蔵省印刷局編・福島県綴官報	六〇号 目録あり) (大蔵省印刷局編・福島県綴官報
一昭 〇和 四		九 昭 和 四 匹 ·	八昭 和 四 四 ·	i 和 i 四	六 昭和四四·
竪中 判帳型		竪中 判帳型	竪 中 判 帳 型	判	竪 中 判 帳 型
刊本		刊 本	刊本	刊本	刊本
一 冊		<u></u>		· —	<u> </u>

3

4

2

1

14	4 1;	3 12	11	10	
(大蔵省印刷局編・福島県綴(大蔵省印刷局編・福島県綴・(大蔵省印刷局編・福島県綴・(大蔵省・田田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	高級 五七号 目録あり) 五七号 目録あり) 一二九三五号~第一二九 (大蔵省印刷局編・福島県綴	(大蔵省印刷局編・福島県綴 第一二九一二号〜第一二九 三四号 目録あり)	第一五九号欠 目録あり)第一五九号欠 目録あり)第一二九八八号~第一二九一号 号外第一二九八十号~第一二九十号~第一二九八号~第一二八九七号~第一二八八八号~第一二八九七号~第一二八八八号~第一二八	八七号 目録あり) 第一二八六四号~第一二八六四号~第一二八百号~第一二八官報 (大蔵省印刷局編・福島県綴官報 ニース 日録あり) ニース はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	一二八六三号 号外第一三四一号·第一二八三八号~第一二八三八号~第一二八
三 昭 和 四 <i>王</i> ·	1 利	和四四	一昭 二和 四 四 ·	一 昭 一 和 四 四 ·	
竪 中 半 帳 西	[] 半	川 判	竪 中	竪 中 判 帳 型	
于 本	リ	刊本	刊本	刊本	
_ #	 	 }	_ #	<u>一</u> 冊	
					15
20 官報 (大蔵省印刷局編・福島県綴 三五号 目録あり) 三五号 目録あり)	19 (大蔵省印刷局編・福島県綴(大蔵省印刷局編・福島県綴) (	18 官報 (大蔵省印刷局編・福島県綴の大蔵省印刷局編・福島県綴のでは、18 日報のでは、18	17 官報 (大蔵省印刷局編・福島県綴 第一三〇三三号~第一三〇五七号の 五八号 第一三〇五七号の 五八号 第一三〇五七号の 第一三〇三三号~第一三〇 五八号 第一三〇五七号の 第一三〇五十号の 第一三〇五十号の 第二号の 第一三〇五七号の 第一三〇五七号の 第二三〇五七号の 第二三〇五十号の 第二三〇五十号の 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五二号 第二号 第二三〇五十号 第二号 第二三〇五十号 第二号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二三〇五十号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二号 第二	16 (大蔵省印刷局編・福島県綴 (大蔵省印刷局編・福島県綴 (大蔵省印刷局編・福島県綴	第一二九八三号~第一三〇(大蔵省印刷局編・福島県綴15 官報
九昭 和 四 五 ·	八昭 和 四 五 ·	七 昭 和 四 五 ·	六 昭 和 四 五 ·	五 昭 和 四 五 ·	四 昭 和 四 五 ·
竪中	竪中判	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳型	竪 中 判 帳 型	竪中 判帳型
製 帳型	帳型	似生			
判 帳型 刊 本	帳 型 刊 本	刊本	刊本	刊 本	刊本

27	26	2	5	24	23	22	21
第一三二八二号~第一三三(大蔵省印刷局編・福島県綴官報	目録あり) 日録あり) 日録あり) 日録あり) は、一号 号外第三三号欠 八一号 号外第三三号次 (大蔵省印刷局編・福島県綴官報	五四号 目録あり)第一三二三二号~第一三二三二号~第一三二十六蔵省印刷局編・福島県綴	$\overline{}$	第一三二〇九号~第一三二(大蔵省印刷局編・福島県綴官報	○八号 目録あり) 第一三一八五号~第一三二八五号~第一三二 代	八四号 目録あり)第一三一六二号~第一三十六二号~第一三十二十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三	六一号 目録あり)  第一三一三六号~第一三十三六号~第一三一三六号~第一三十八一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
四昭和四六・	三昭和四六・	利 D		一昭和四六・	一昭 二和 五 五 ·	一 昭 一 和 四 五 ·	一昭 ○和 四 五 ·
竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪中帳型	i]	竪中 判帳型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型
刊本	刊本	<del> </del>	il E	刊 本	刊本	刊本	刊本
<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
二二五七四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	五九号 第一三四五八号書 第一三四三四号~第一三四三四号~第一三四 (大蔵省印刷局編・福島県綴 一33 官報 昭三三号 目録あり)		31 官報 (大蔵省印刷局編・福島県綴 八宮報	八三号 目録あり)第一三三五七号~第一三三五七号~第一三三 七号~第一三三	三二系	三二二	三号混入
	□ 和 四 六 ・	九昭和四六・	八昭和四六・		昭和四六・	和四六・	五昭 和四六・
	竪 中 判 帳 型	竪中判帳型	竪中判帳型		型		圣中 判 長型
	刊 本 一 冊	刊 本 一 冊	刊 本 一 冊		刊 本 一 冊	刊 本 一 冊	刊 本 一 冊

<u> </u>	刊本	竪中 判帳型	一昭 二和 一七	官	47	<u>一</u> 冊	刊 本	竪 中	五昭和四七:	第一三六〇五号~第一三六(大蔵省印刷局編・福島県綴官報	40
<u></u>	刊 本	竪 中 判 帳 型	一昭 一和四七·	官	46	<u>一</u> 冊	刊本	竪 中 判 帳型	四 昭 和 四 七	○四号 目録あり) 第一三五八一号~第一三六 (大蔵省印刷局編・福島県綴官報	39
<u> </u>	刊本	竪 中 判 帳 型	一昭 ○和 四七・	目録あり) 日録あり) 日録あり) (大蔵省印刷局編・福島県綴 宮報	45	<u>一</u> 冊			三 昭和四七・	八〇号 目録あり)第一三五五五号~第一三五五五号~第一三五百年。福島県綴官報	38
<u> </u>	刊本	竪中料	九 昭 和 四 七	三二号 目録あり) 第一三七〇九号~第一三七〇九号~第一三七 (大蔵省印刷局編・福島県綴 官報	44	一 冊	刊本	竪 中 判	二昭和四七	五四号 目録あり)第一三五三一号~第一三五三一号~第一三五三十号~第一三五   (大蔵省印刷局編・福島県綴官報	37
<u> </u>	刊本	竪中判帳型	八昭 和 四 七	○八号 目録あり) 第一三六八二号~第一三七人蔵省印刷局編・福島県綴 官報	43	<u>一</u> 冊	刊本	竪 中 判	一昭和四七	三○号 目録あり) 第一三五〇八号~第一三五〇八号~第一三五〇八号~第一三五官報   1   1   1   1   1   1   1   1   1	36
<u> </u>	刊 本	竪中料	七昭 和 四 七	八一号 目録あり)第一三六五六号~第一三六五六号~第一三六五十号~第一三六年 (大蔵省印刷局編・福島県綴名)	42	<u>一</u> 冊	刊 本	竪 中 判 帳 型	一昭 二和 四六	○七号 目録あり) 第一三四八四号~第一三五 (大蔵省印刷局編・福島県綴官報	35
<u></u> ₩	刊 本	竪 中 判 帳 型	六昭 和四七·	五五号 目録あり)第一三六三〇号~第一三六三〇号~第一三六三〇号~第一三六日   下報	41			竪	_	三七号欠 目録あり)第一三四八三号 号外第一年四八三号 号外第一七四七六号~十三四七六号~第一三四十二四十六号~第一三四第一三四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
				二九号 目録あり)		一 冊	刊本	中判型	昭和四六・		34

52	51	50	49	48	
二七号 目録あり) 第一三九〇三号~第一三九 (大蔵省印刷局編・福島県綴官報	○二号 目録あり) 第一三八七九号~第一三九 (大蔵省印刷局編・福島県綴官報 目録あり)	七八号 号外第二三号欠第一三八五三号~第一三八五三号~第一三八百三号~第一三八官報	目録あり) 第一三八二九号~第一三八第一三八二九号~第一三八三九号~第一三八(大蔵省印刷局編・福島県綴官報	二八号 目録あり) (大蔵省印刷局編・福島県綴官報 国二号欠 目録あり) 四二号欠 目録あり)	号外第一四一号·号外第一九二号~第一三七八九号·第一三七八六号·第一三七六号·第一三七
五 昭 和 四 八	四 昭 和 四 八	三昭和四八・	二昭和四八・	一昭 和 四 八·	
竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	
刊本	刊 本	刊 本	刊 本	刊 本	
— ₩	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u></u> ₩	
58	57	56	55	54	53
「大蔵省印刷局編・福島県綴(大蔵省印刷局編・福島県綴官報)	第一四〇五五号 目録あり)第一四〇五五号・第一四〇五二号~五〇号・第一四〇五二号~五〇号・第一四〇五二号~五〇号・第一四〇五二号~五〇号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五二号・第一四〇五二号・第一四〇五二号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五五号・第一四〇五二号・第一四回二号・第一四回二号・第一四回二号・第一四回三号・第一四回三号・第一四回三号・第一四回三号・第一四回三号・第一四回三号・第二号・第二号・第二号・第二号・第二号・第二号・第二号・第二号・第二号・第二	二九号 目録あり)第一四〇〇七号~第一四〇〇七号~第一四〇日報・福島県綴官報	○六号 目録あり)第一三九八○号~第一四○(大蔵省印刷局編・福島県綴官報	○一号欠 目録あり) 第一三九七九号 号外第一第一三九五四号~第一三九六四号~ 六二号・第一三九六四号~第一三九五四号~第一三九五四号~第一三九	五三号 目録あり)第一三九二八号~第一三九二八号~第一三九大蔵省印刷局編・福島県綴
一昭 一和 四 八 ·	○和	九 昭 和 四八・	八昭和四八・	七昭 和 四 八 ·	
竪 中 判 帳 型	判 帳型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	竪 中 判 帳 型	判 帳型
刊本	刊本	刊本	刊本	刊本	刊本
_	<u> </u>	<u>一</u> 冊	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

#### 福島県歴史資料館収蔵資料目録 第44集

県内諸家寄託文書(38) 平成25年3月28日 発 行

編集兼 財団法人 福島県文化振興財団 発行者 福 島 県 歴 史 資 料 館

●960-8116 福島市春日町5-54
TEL 024-534-9193・FAX 024-534-9195
URL http://www.history-archives.fks.ed.jp/E-mail:office@history-archives.fks.ed.jp

印刷所株式会社クサカ印刷所

〒960-8132 福島市東浜町7-35 TEL 024-534-7135 · FAX 024-531-2604